# 平成29年度 京都市崇仁保育所移管先法人募集要項(案)

平成3 O 年●月 京 都 市

# 目 次

1	崇仁保育所の概要	1
2	新施設整備に供する用地の概要	4
3	移管に係る基本的事項	6
4	施設整備に係る基本的事項	9
5	申請資格	9
6	移管先候補者選定スケジュール	10
7	質疑及び申請方法	11
8	移管先候補者の選定等	13
9	移管先候補者選定後の手続	15
10	その他	
11	問合せ先	17

# 1 崇仁保育所の概要

# (1) 名称・所在地等

名称	所在地	設置年月	定員
<b>男</b> 是伊玄武	京都市下京区下之町6-3(幼児棟)	昭和45年4月	1 4 0 1
崇仁保育所	京都市下京区下之町4-3 (乳児棟)	大正9年11月	

# (2) 入所児童数(平成29年4月1日現在)

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
7人	18人	24人	25人	26人	23人	123人

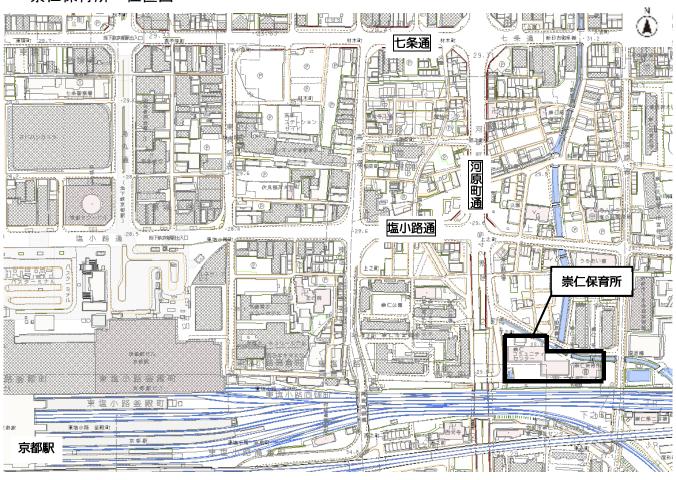
# (3) クラス編成(平成29年4月1日現在)

クラス名	歳児	児童数	クラス名	歳児	児童数
ひよこ	0歳児	7	赤ちゅうりっぷ	3 歳児	1 5
うさぎ	1歳児	9	黄ちゅうりっぷ	3 成义万	1 0
ぱんだ		9	こすもす	4歳児	2 6
きりん	2歳児	1 2	ゆり	5歳児	2 3
ぞう		1 2			

# (4) 施設の概要

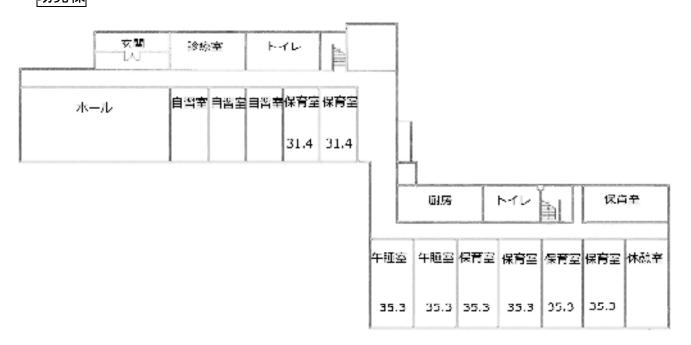
主	な施訂	没根	要	幼児棟(旧第	5一保育所)	乳児棟 (旧第二保育所)
建	築	年	次	昭和4	. 1年	平成4年
床	面	i	積	9 0 5	. 5 m²	750.6 m²
敷	地	面	積	3 4	3 2 m²	1 0 8 5 m²
園	庭	面	積	1 7	8 9 m²	2 4 2 m²
用	途	地	域	商業地域	近隣商業地域	近隣商業地域
建	蔽	;	率	80%	80%	8 0 %
容	系 積 率		率	6 0 0 %	3 0 0 %	3 0 0 %
備	備   考		考	鉄筋コンクリー ※ 他の施設と あり、保育所 分を使用	の合築施設で	鉄筋コンクリート造2階建て ※ 平成17年度耐震診断実施済 (Is0.47)

崇仁保育所 位置図

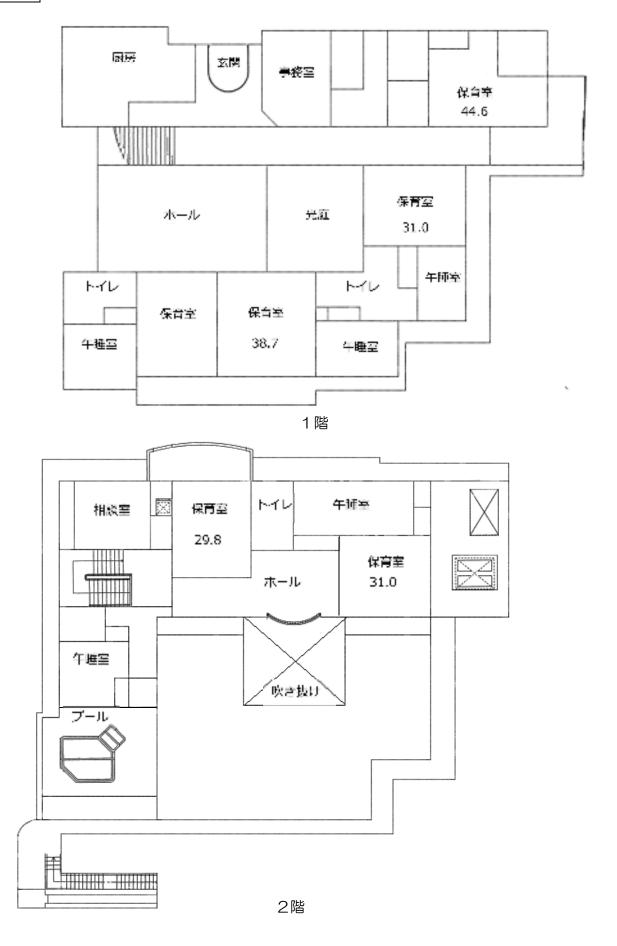


# 崇仁保育所 見取図

# 幼児棟

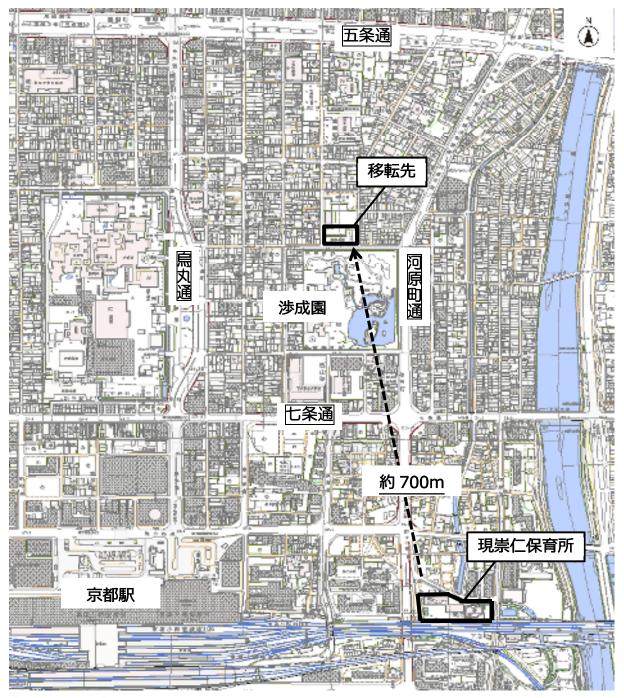


# 乳児棟



# 2 新施設整備に供する用地の概要

# 位置図

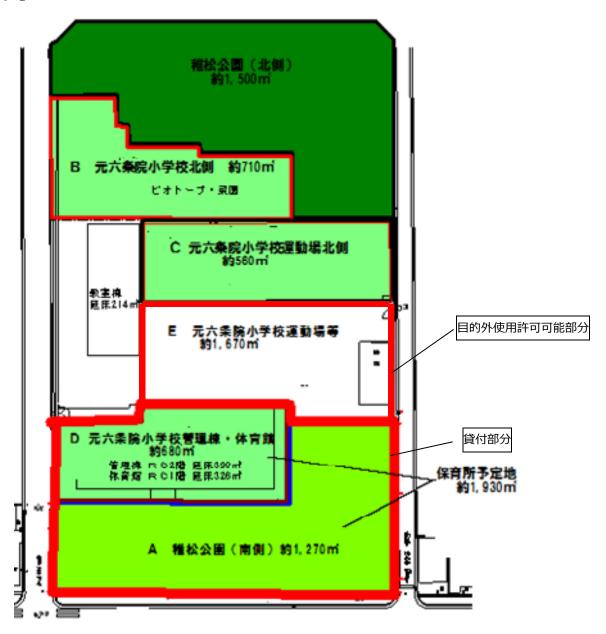


# 【用地の概要】

敷	地 面	積	約1,930 m²*
用	途 地 域	等	近隣商業地域
建	蔽	率	80%
容	積	率	3 0 0 %

※ 概測の面積であり、貸付時には、境界確定を行った後の実測面積で貸し付けます。

# 【敷地概要】



# ※ 貸付部分について 調整中

- ・京都市と定期借地権設定契約を締結し、使用するもの。
- ・構造物や移動できない物(倉庫等)は、この範囲内に設置すること。

# ※ 目的外使用許可可能部分について 調整中

- ・京都市教育委員会事務局から目的外使用許可を受けて使用するもの。
- ・園庭として使用可能。ただし、具体的な使用範囲、使用方法等については、稚松連合会と協議のうえ決定すること。
- ・構造物や移動できない物(倉庫等)は設置しないこと。また、グラウンドの使用後には、物を全て片付けることとし、放置しないこと。

# 3 移管に係る基本的事項

# (1) 移管時期

平成32年4月1日

# (2) 財産の引継ぎ

ア 土地(市有地) 調整中

定期借地権設定契約を締結のうえ、有償での貸付とします。

# イ 建物 調整中

#### (ア) 新施設

保育所について新設とし、移転予定地において、移管先法人が整備する ものとします。

整備に係る詳細については、「4 施設整備に係る基本的事項」を御参照ください。

# (イ) 既存施設

元六条院小学校の管理棟及び体育館については,市会の議決後に有償で 譲渡します。譲渡額については,不動産鑑定評価額とします。

なお、評価額の3/4について、本市からの補助を予定しています。

ただし、管理棟については、譲渡後、移管先法人において耐震改修又は 建て替えることとし、体育館については、譲渡後、移管先法人において改 修することとします。

また,現在,地元が使用している部分については,耐震改修又は建替え後も現在と同様の使用ができるようにすることとします。

# ウ 備品(机,椅子,保管庫,ベビーベッド,ピアノなど) 調整中

希望する備品について有償で譲渡します。ただし、移転先への運搬費等については、移管先法人の負担となります。譲渡額については、耐用年数により減価償却した価格とします。

# (参考) 土地貸付料, 建物譲渡額及び備品譲渡額について(見込み)

土地貸付料(年間)	約 ●●万円
建物譲渡額	約 ●●万円
備品譲渡額※	約 ●●万円

※ 平成29年4月1日現在備品台帳に記載されたすべての備品を、平成32年4月に譲渡するものと仮定し、耐用年数により減価償却して算出した額です。

# (3) 業務の引継ぎ・共同保育

#### ア期間

平成31年6月1日~平成32年3月31日

# イ 実施方法(予定)

対象者	期間及び日数
園長予定者 1人	平成32年1月~ 3月 原則週2.5日
クラス担任予定者 1人	平成31年6月~12月 原則週 1日
(0歳児担任のみ)	平成32年1月~ 3月 原則週 5日
新加尼文·安本 1 1	平成31年6月~12月 原則週 1日
調理員予定者 1 人	平成32年1月~ 3月 原則週 5日

※ 京都市民間保育園職員給与等運用事業 (プール制) における給料表等 に基づき本市が算定した人件費の補助を予定しています。

# (4) 本市職員の派遣

移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間,対象児が在籍する クラスについては、市の保育士を派遣し、保育を行います。

#### ア 職員派遣の根拠

本市職員の派遣は、京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2 条第1項の規定により、移管先法人との取決めに基づいて行います。

# イ 派遣する市職員の体制及び業務内容

移管日の前日に在所している児童が在籍するクラスの保育業務に従事させる ため、クラス担任保育士を派遣します。

また、クラス担任保育士に加えて、①保育及び運営への関与、②保育の実施 内容及び引継ぎ内容の確認、③派遣職員の管理監督の業務に従事させるため、 課長級の保育士の職員(移管先法人における副園長相当を予定)を派遣します。

# ウ 派遣する市職員数

京都市保育士配置基準及び障害児認定区分に応じた職員加配基準により算出します。

# 工 派遣期間

移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間

# オ 派遣する市職員の勤務条件等

移管先法人と本市において、京都市職員給与条例等の規定に基づいた内容で 取り決めることとします。

# (5) 移管先法人の職員体制

園長,本市職員を派遣するクラス以外に必要な保育士,調理員及び一時預かり対応に必要な保育士を確保してください。

(参考) 年度ごとの職員配置の考え方

		公営	民営	民営	民営	民営	民営	民営
		3 1 年度	32年度	3 3 年度	3 4 年度	3 5 年度	36年度	3 7 年度
園	長	市	法人	法人	法人	法人	法人	法人
副愿	長	市	市	市	市	市	市	法人
<i>&gt;</i> +	0歳	市	法人	法人	法人	法人	法人	法人
クラ	1歳	市	市	法人	法人	法人	法人	法人
ス	2歳	市	市	市	法人	法人	法人	法人
担	3歳	市	市	市	市	法人	法人	法人
任(※)	4歳	市	市	市	市	市	法人	法人
,,,,,,	5歳	市	市	市	市	市	市	法人
休憩・	休暇	市	法人	法人	法人	法人	法人	法人
調理	貝	市	法人	法人	法人	法人	法人	法人
一時預対応係		市	法人	法人	法人	法人	法人	法人

※入所児童数に応じた配置基準を満たす人数をクラス担任として派遣します(別添1参照)。

# (6) 三者協議会

児童への影響や保護者の意向を十分に踏まえた移管となるよう,京都市は平成31年4月から,入所児童の保護者,行政及び移管先法人による三者協議会を開催します(別添5)参照)。

# 4 施設整備に係る基本的事項

本市が用意する保育所用地において、次の各号に掲げる条件を満たす保育所を 整備してください。

なお、施設整備に当たっては、国が定める補助金交付要綱に基づき、本市の予算の範囲内において補助の対象となります。ただし、学校法人については、2箇年事業の場合、補助の対象外となりますので、御注意ください。

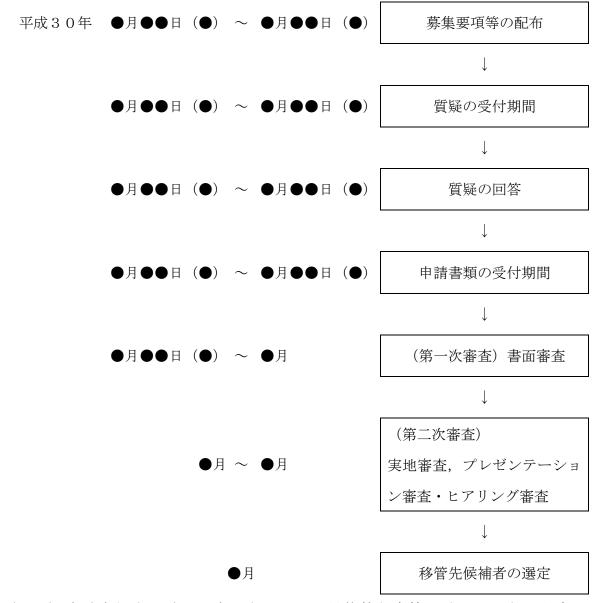
- (1) 170人定員規模の保育所とし、定員の超過入所についても考慮すること (移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間については、保育所 として運営すること。)。
- (2) 京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例に定める基準を満たすこと。
- (3) 送迎用の駐車スペース(10台程度)及び駐輪スペースを確保すること。
- (4) 近隣の生活環境に対する影響に配慮すること。
- (5) 平成30年11月以降に着工し、平成●●年●●月までに完了のうえ、平成 32年4月から運営できるようにすること。

# 5 申請資格

申請の資格は、次の各号に掲げる条件に該当する法人とします。

- (1) 平成30年11月時点で、京都市内において、認可保育所、認定こども園又は認可幼稚園を運営している社会福祉法人又は学校法人であること。
- (2) 法人又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者,役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する 容疑があったとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 法人又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3 条又は第8条第1項第1号に違反するとして,公正取引委員会又は関係機関に 認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 法人が京都市暴力団排除条例第2条第4号イに該当する「暴力団員等」でないことのほか、契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (6) 法人又はその代表者が租税公課を滞納していないこと。

# 6 移管先候補者選定スケジュール



- (※1) 申請書類中の計画を実現するための具体的な方策が確認できない場合は、 第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とすることがあります。
- (※2)申請者が多数の場合は、第一次審査(書面審査)の結果により、第二次 審査対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申 請者全員に文書でお知らせします。
- (※3)審査の結果,該当者なしとする場合があります。その際は、上記の手順 に関わらず、再公募を行う場合があります。

# 7 質疑及び申請方法

# (1) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次により行います。

# ア 質疑の方法

質疑の方法	提出期間及び場所
質疑の要旨を簡	① 受付期間
潔にまとめ、電子	平成30年●●月●●日(●)~●●月●●日(●)
メールで送信して	持参の場合は、午前9時から午後5時まで(土日祝日除
いただくか、持参	<)
してください。	② 受付場所等
	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1
	井門明治安田生命ビル3階
	京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(担当:西
	村,清水)
	電子メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp
	※上記期間以外は、質問を受け付けません。

# イ 回答

●●月●●日(●)までに質疑回答書を各質疑者に電子メールで送信するとともに(着信確認の返信をすること。),京都市公式ホームページ「京都市情報館」(http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/●●●●●●●●●● ●.html)に掲載します。質疑回答書は,この要項と一体のものとして,要項と同等の効力を有するものとします。ただし,やむを得ない事情により回答が遅れる場合は,各質疑者に別途連絡します。

# (2) 申請方法

下記により、書類を提出してください。

# ア 提出書類

別紙1「提出書類一覧」のとおり

#### イ 提出期間

平成30年●月●●日(●)~●月●●日(●) 受付は午前9時から午後4時まで

# ウ 提出方法

持参に限ります。

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に電話のうえ御来庁く ださい。

#### 工 提出場所

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 5 6 6 - 1 井門明治安田生命ビル 3 階 京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(担当:西村,清水) 電話 0 7 5 - 2 5 1 - 2 3 9 0

# (3) 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

# (4) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

#### (5) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は移管先候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、京都市は移管先候補者の決定後、移管対象保育所の保護者が希望する場合、移管先候補者の事業計画書等申請書類の内容を保護者に公開することとし、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。

なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

# (6) 費用の負担

申請に関する費用は、すべて申請者の負担とします。

# (7) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく 第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁じます。

# (8) 留意事項

市営保育所移管先選定部会委員<sup>1</sup>に対して、本件に関する接触(直接、間接を問わない。)を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

# 8 移管先候補者の選定等

# (1) 移管先候補者の選定方法

移管先候補者の選定に当たっては、次のとおり審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が移管先候補者として選定します。

なお,第一次審査及び第二次審査の合計の得点が140点(得点率70%) 以下の場合や第一次審査及び第二次審査の各中項目において,小項目の合計点が0点の中項目がある場合等,市営保育所移管先選定部会において移管先として適当でないと判断した場合は,移管先候補者として選定しません。

また、審査の結果、該当者なしとなった場合には、再公募を行う場合があります。

#### ア 第一次審査(書面審査)

「書面審査の項目及び基準」(別紙2)に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点(0点~2点)を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した

<sup>1</sup> 市営保育所の民間移管を実施するに当たって、移管先法人の募集要項、選定基準及び移管先法人の選定等に係る審議を行うために、京都市子ども・子育て会議児童福祉分科会の部会として設置しています。

係数 (1~2) を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

審査項目(大項目)の運営実績に係る審査項目の得点小計を25点満点,事業計画に係る審査項目の得点小計を75点満点,整備計画に係る審査項目の得点小計を50点満点として得点を換算します。

申請者が多数の場合は、第一次審査(書面審査)の結果により、第二次審査 対象者を選考することがあります。第一次審査の結果については、申請者全員 に文書でお知らせします。また、申請書類中の移管後の運営に係る基本事項を 遵守いただけない場合は、第一次審査の実施前の段階で、審査の対象外とする ことがあります。

# イ 第二次審査(実地審査,プレゼンテーション審査・ヒアリング審査)

実地審査(別紙3)の評価点は、Aを2点、Bを1点、Cを0点とし、評価点の合計を50点満点として得点を換算します。

実地審査,プレゼンテーション審査・ヒアリング審査を実施したうえで,第 一次審査(書面審査)の評価点を補正し,合計の得点(200点満点)をもって,申請者の総得点とします。

	運営実績に	事業計画に	整備計画に	# <u></u>
	係る配点	係る配点	係る配点	Ħ
書面審査	25点	75点	50点	150点
実地審査	50点	_	_	50点
計	75点	75点	50点	200点

# (2) 審査結果

審査結果については、平成30年●月頃に、申請者全員に文書で通知します。

#### (3) 移管先候補者の選定等の公表

移管先候補者の選定後,申請の概況(経過,申請者名等),審査内容の概要 (移管先候補者の選定理由,各申請者の得点等)について公表します。

# (4) 市会の議決に係る事項

移管先候補者の選定後、京都市会に京都市保育所条例の改正に係る議案を付議し、議決を受けることとなります。仮に議決が得られなかった場合及び否決された場合、移管事務を停止する場合があります。また、市会の議決を得るまでの間に移管先候補者を移管先法人に選定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、移管先法人に選定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合等において、移管先候補者が保育所 の移管に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ 御了承ください。

# (5) 人事委員会規則の改正

移管先候補者の選定後,3(4)に記載の本市職員の派遣を行うため,移管先候補者が京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項第1号に定める法人の要件に適合するものとして,人事委員会規則の改正(職員を派遣する法人等への移管先候補者の追加)がされることとなります。仮に,移管先候補者が移管前に当該要件に適合しないこととなったときは,上記の規則改正がされず,この場合,移管事務を停止することがあります。

なお、上記により移管事務を停止した場合において、移管先候補者が保育所 の移管に関して支出した費用等については、補償できませんので、あらかじめ 御了承ください。

# 9 移管先候補者選定後の手続

#### (1) 仮協定書の締結

移管先候補者を選定した後に,詳細について,仮の協定書を取り交わすこと とします。

#### (2) 移管先法人の決定

移管先候補者は,京都市保育所条例の改正をもって,正式に移管先法人となります。

(3) 土地貸付契約(本要項中「2 新施設整備に供する用地の概要」に記載している「貸付部分」に係る土地の貸付契約)

#### ア 契約の形態

- (ア) 土地貸付契約については、借地借家法第22条(一般定期借地権)の規 定に基づく定期借地契約を締結します。
- (イ) 契約期間の終了に当たっては、契約の更新はありません。ただし、本市 との協議により、再契約することがあります。
- (ウ) 移管先法人は本市に対して、借地借家法第13条の規定に基づく建物その他土地に付属させたものの買取を請求することはできません。
- (エ)移管先法人が敷地上に所有する建築物及び土地の定着物(以下「建築物等」という。)については、契約期間満了のときは満了の日までに、又は契約が解除されたときは本市が指定する期間内に、移管先法人の負担により、すべて撤去したうえで本市に土地を返却することとします。ただし、建築物等を撤去する必要がないと本市が認める場合は、この限りではありません。
- (オ)公正証書の作成費用その他この契約の締結に必要な経費は,移管先法人 の負担とします。
- イ 定期借地契約期間

平成30年(2018年) ●●月●●日から平成80年(2068年) ●● 月●●日までの50年とします。

- ウ 定期借地契約の貸付料 調整中
- (4) グラウンド(本要項中「2 新施設整備に供する用地の概要」に記載している「目的外使用許可可能部分」に係る土地) **の目的外使用許可** 
  - ア 使用範囲及び期間調整中
  - イ 使用料調整中
  - ウ 使用許可期間開始時期調整中

# (5) 既存施設の譲渡

本市と移管先法人との間で、建物売買契約を締結したうえで、既存施設を譲渡します。その後、移管先法人の負担により、管理棟の耐震改修又は建替え、 体育館の改修を実施していただきます。

# (6) 新施設の建設

「4 施設整備に係る基本的事項」の規定に則り、新施設を整備してください。

# 【参考】移管先候補者選定後のスケジュール

平成30年11月頃 京都市保育所条例の改正

移管先法人の決定

土地貸付契約及び建物売買契約の締結

新施設整備工事及び既存施設改修等工事着工

平成31年 4月 三者協議会

平成31年 6月 業務の引継ぎ・共同保育

平成32年 4月 移転・民間移管

本市職員の派遣(平成37年3月まで)

# 10 その他

保育所の整備・運営に当たっては、新たな雇用の創出に資するよう努めてください。また、可能な限り京都市内の事業者や市内産木材を活用するなど、地域経済に貢献するよう努めてください。

# 11 問合せ先

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(担当:西村,清水) 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル3階 電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950 電子メールアドレス yohokikaku@city.kyoto.lg.jp

# 提出書類一覧

# 1 事業者の概要・財務状況等 ◎記名で作成してください。

	提出書類	様式	主な記載事項	部数
1)	申請書	A	申請者、申請する施設の名称	1
2	申請資格及び事			1
1	業者の連絡先	В	申請資格の有無,担当者名,役職,電話番号等	
3	事業者の概要		(1) 沿革	1
			* 既存のもので可。   * 時系列で記載し,事業内容についても具体的に記入して	
			本一時末列で記載し、事業刊者に ブロスをお見に記入して ください。	
			(2) 代表者の履歴	1
		任意	(3) 役員名簿	1
			* 既存のもので可。	
			* 他団体の役員を兼ねている場合は,団体名と役職を記載   してください。氏名にはフリガナを付してください。	
			<u>(4)</u> 団体の概要	1
			* 既存のもので可。	
4	移管後の運営に係る	С	  内容を確認し,チェック欄に <b>▽</b> を入れてください。	1
	基本事項確認票	)	P1谷を推診し, / エック懶にMと/ハルて、たさい。 	
(5)	定款,規約等 ※	任意	最新の定款,規約,寄付行為	1
6	法人登記簿謄本※	_	申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
7	印鑑証明書 ※	_	申請日前3箇月以内に発行されたもの	1
8	現在運営している	任意	平成27,28年度の年間事業報告書,年間利用状況報告書	1
	保育園の状況	工心	* 団体及び施設のパンフレット等があれば添付してください。	
9	決算書類等		(1) 平成 2 7 , 2 8 年度の決算書類	2
			* 社会福祉法人は,資金収支計算書(法人全体分),事業   活動収支計算書(法人全体分),貸借対照表(法人全体	
			分),財産目録(法人全体分),附属明細書(法人全体	
		任意	分)を添付してください。	
		,—,-	* その他の法人等は,上記に準じる書類を添付してください。 * 現在経営する施設(運営受託施設を含む)の決算書類も含みます。	
			(注)移管先候補者に選定された場合、移管対象保育所にお	
			いて、当該保育所の保護者に対して上記決算書類(写し)	
		17 辛	を公開します。	-
100	♦₩₹₩₹₽₽₽₽₽₽₩₩	任意	(2) 平成27,28年度の補助金,公的機関からの融資,寄附金等の状況 各税,料金等の未納のないことの証明書	1
10	納税証明書等		(1) 国税(法人税及び消費税)	. 1
	(1) (0) (2)		(2) 市税(法人市民税及び固定資産税)	
	(1), (2), (3) のみ		* 社会福祉法人及び宗教法人については、法人(末足)がみび消費税の課税対象におる事業な行	
	(V) or	_	法 (市民)税及び消費税の課税対象となる事業を行   人 っていない場合,固定資産税の課税対象となる不	
			分 動産を所有していない場合は提出不要です。	
		-	(3) 水道料金・下水道使用料納付証明書	
		D	* 「水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について」を参照し、指定の書式により請求してください。	
			7小ませる公式パーナー・マスクリスのタン	1
		_	表 (4) 国税 (所得税)	
		_	代 (代表者の住所が本市である場合のみ) 表 (4) 国税 (所得税) 者 (5) 市税 (市民税及び固定資産税) 分 (6) 水道料 (4) 下水道佐田料 (4) 任証明書	]
		D	プ (6) 水道料金・下水道使用料納付証明書	<u> </u>
(11)	暴力団員等に該			
	当しないことの	Е	事業主等が暴力団員等に該当しないことの誓約書	1
	誓約書			

<sup>※「</sup>提出書類」欄中、※印の書類は法人のみ提出。

# 2 書面審査(運営実績及び事業計画) ◎匿名で作成してください。

- 各様式,添付書類を1部ずつ提出してください。
- 基本的には、実地審査受入希望園の運営状況について記載してください。 ただし、各項目のうち、法人全体を想定した項目(「※」の項目。様式28は(参考)のみ)については、法人全体の運営状況について記載してください。

様式	項目	添付書類(書類がない場合は添付不要)	
【追	運営実績】		•
1	組織内連携		*
2	監査指摘状況	指導監査指摘事項(法人運営,施設運営,利用者処遇)	*
3	監査指摘に対する改善状況	指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書	
		(法人運営, 施設運営, 利用者処遇)	
4	事故への対応	事故の詳細が分かる書類	*
		(例:事故報告書,役員会等での説明資料)	
5	不祥事への対応	不祥事の詳細が分かる書類	*
		(例:役員会等での説明資料)	
6	管理者の責任とリーダー		
	シップ		
7	会計処理	会計処理規程 (経理規程等)	*
8	資金収支及び事業活動収		*
	支の状況		
9	記録の管理状況		
10	外部評価	外部評価(第三者評価等)の評価結果(概要部分のみ)	
11	苦情解決	(1)苦情対応マニュアル 等	
		(2)第三者委員会の設置要綱、名簿 等	
12	プライバシー保護	利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアル	
13	人材育成	平成29年度研修計画	
14	法令遵守	守るべき法令, 規範, 倫理等を明文化したもの	
15	情報公開	(1)情報開示のマニュアル	*
		(2)利用者に対してサービス内容等を紹介した資料	
		(おたより、パンフレット等)	
		(3)ホームページの構成、概要	
16	保育の方針①②		
17	乳児の保育		
18	個別事情に配慮した給食		
19	保育士(正規職員)の人数		
20	保育士の勤続年数		
21	保育の質の向上	保育の計画	
22	意思決定		
【事	事業計画】		
23	移管後の施設の運営理念等		
24	地域交流・地域における		
	子育て支援		

様式	項目	添付書類(書類がない場合は添付不要)	
25	利用者の尊重	MITTER (日本 61 20 11 20 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
26	運営計画①②		
27	情報開示		*
28	利用者の意見反映	利用者の意見や満足度を把握した調査結果(当該施設の 直近の調査結果。当該施設の調査結果がない場合は団体 として直近に実施した調査の結果)	
29	保育の質の確保、向上	これまでの保育の質の確保・向上に向けた取組に係る書類(研修の記録等)	*
30	配慮が必要な児童への対応		
	1~5		
31	中長期計画		
32	職員の配置計画①~③		
33	働きやすい職場環境		
34	職員の人事考課		
35	職員の育成		
36	人材育成への貢献		
37	職員の勤務体系・給与体系	(1)服務規程(就業規則)	
		(2)非常勤職員就業規則	
		(3)給与規程	
38	運営の健全性		
39	内部牽制体制		*
40	事故防止	事故防止マニュアル等	
41	緊急時の対応	(1)緊急時の対応に関するマニュアル	
		(2)アレルギー対応に関するマニュアル	
		(3)プール事故発生時の対応に関するマニュアル	
42	感染症等の対応	(1)感染症予防対策のためのマニュアル	
		(2)食中毒予防対策のためのマニュアル	
43	衛生管理	衛生管理に関するマニュアル	
44	災害対策	非常災害時の対応に関するマニュアル	
45	団体のPR①~③		*
46	整備方針		
47	整備内容①~⑦	配置図、平面図、立面図、断面図、外観パース、内外仕上表	
48	資金計画	工事費概算見積書	
		別(世子印刷) コーロ はんかぶき おとん インス 担人 は 一川	

<sup>\*</sup> 添付書類はA4サイズに印刷(片面印刷)し、団体名等が記載されている場合は、当該箇所を塗りつぶし、判読できないようにしてください。

# 3 実地審査(自己評価)

提出書類	主な記載事項	部数
	自己評価したもの(該当する項目に「○」を記入し、	
実地審査	「具体的取組・特記事項」欄に具体的な取組内容等を	1
	記入)を提出してください。	
実地審査受入希望園	クラス担任の保育士が記入して提出してください。	各クラス
の各クラスの状況		1 部

書面審査の項目及び基準

満点の 得点	2	2	2	4	4	2	2	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	4	4	2	4	09	25
係数	-	-	-	2	2	1	1	2	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	2		
山川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
評価,	2	2	2	2 1	2 1	2	2	2 1	0	2 1	2 1	2 1	2 1	2	2	2 1	2 1	2 1	2	2 1	2 1	2	2 1		
審査基準	・役員会, 本部、事業所間, 事業所内で緊密な連携が図られているか。(運営主体が個人の場合は当該施設内で緊密な連携が図られているか。)	・行政等による指導監査を受けている場合,過去2年間の監査において文書による重大な指摘内容が なかったか。	・監査指摘事項について改善検討が行われ,改善状況報告書に基づき実際に改善されているか。	・団体等の運営上, 過去2年間において重大な事故がなかったか。事故発生後の対応は適切か。	・団体等の運営上, 過去2年間において重大な不祥事がなかったか。不祥事発生後の対応は適切か。	・管理者等の役割と責任がスタッフに明示され、事業の運営状況を把握の上、具体的な指示を出しているか。	<ul><li>・当該施設に適用される会計処理規程(経理規程等)が作成されており、規程に基づき会計処理が適切 に行われているか。</li></ul>	<sup>カ</sup> ・団体等全体で過去2年間又は累積での赤字が生じていないか。	・利用者に関する記録が適正に作成され保管されているか。	・第三者評価等の外部評価を受審し、評価結果を公表しているか。	・苦情があった際に適切に対応しているか。(第三者委員を設置しているか。)	・利用者のプライバシー保護に関する規程,マニュアルを整備し,適切に運用しているか。	・研修の実施により,保育の質の向上,職員の育成に取り組んでいるか。	・守るべき法令,規範、倫理等が明文化され,職員に周知されているか。	・経営,運営状況の情報が積極的に公開されているか。	・保育の方針が明らかにされているか。	・保育の方針の下で、子どもを主体とした保育が行われているか。	・産休明けから(生後57日以降)の保育を実施しているか。	・離乳食、摂食障害、食物アレルギー、宗教上の理由、体調不良等の個別事情に応じた調理、配膳、食事環境等の対応がなされているか。	・京都市の保育士配置基準と比較してどの程度の保育士が配置されているか。	・法人等全体でベテラン,中堅,若手職員がバランスよく配置されているか。	・保育の計画や保育記録が定型化されており、定期的に報告会等が開催されているか。	・重要な意思決定について、職員、保護者に対して十分な説明がなされているか。		
審查項目 (小項目)	1 組織内連携	2 監査指摘状況	<ul><li>監査指摘に対する改善</li><li>状況</li></ul>	4 事故への対応	5 不祥事への対応	<ul><li>6 管理者の責任とリーダーシップ</li></ul>	7 会計処理	8  資金収支及び事業活動 8  収支の状況	9 記録の管理状況	10 外部評価	11   苦情解決	12 プライバシー保護	13 人材育成	14 法令遵守	15   情報公開	16-1 保育の方針①	16-2 保育の方針②	17 乳児の保育	18 個別事情に配慮した給 18 食の提供	19 保育士(正規職員)の人数	20 保育士の勤続年数	21 保育の質の向上	22 意思決定		
											_	-	_	_			<u> </u>			_	7	2	2		
審查項目 (中項目)	1 団体等の組 織内連携	2 団体等の運 営管理体制														3 現在運営し エ: 7 粧売の	たいる施設の 状況							岩い	25点满点换算
審查項目 (大項目)	運営実績 (申請団体 等の状況)																							√/	

	・当該保育所に見合う具体的な運営理念や運営方針を定めているか。 ・地域住民や関係機関等との連携及び地域における子育て支援に対する考え方は妥当か。 ・人権の尊重、守秘義務、個人情報保護、説明責任についての理念を明示しているか。 ・当該保育所の現況に沿った運営計画となっているか。 ・運営計画を実践できる保育を実践しているか。 ・積極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。 ・利用者の意見聴取を行うたり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか。 ・利用者の意見聴取を行ったり、第二者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体制が確立された計画となっているか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 1 0	1 2 1	=
26-1 連営計画① 26-2 運営計画① 26-2 運営計画① 26-2 運営計画② 27 情報開示の積極的姿勢 28 利用者の意見反映 29 保育の質の確保. 向上 30-1 配慮が必要な児童への対応② 30-2 配慮が必要な児童への対応② 30-3 配慮が必要な児童への対応③ 30-3 配慮が必要な児童への対応③ 30-4 應應が必要な児童への対応③ 30-5 配慮が必要な児童への対応③ 31 中長期計画 32-1 職員の配置計画③ 32-2 職員の配置計画③ 33-3 職員の配置計画③ 33-3 職員の配置計画③ 34 職員の配置計画③ 35 職員の配置計画③ 35 職員の配置計画③ 36 人材育成への貢献 37 職員の前では全性 39 内部牽制体制 40 毒故防止 41 緊急時の対応 42 強失症等の対応 43 衛生管理 44 災害対策 45-1 団体のPR②	b域住民や関係機関等との連携及び地域における子育で支援に対する考え方は妥当か。 、権の尊重, 守秘義務, 個人情報保護, 説明責任についての理念を明示しているか。 諸数保育所の現況に沿った運営計画となっているか。 護計画を実践できる保育を実践しているか。 極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。 1所者の意見聴取を行ったり, 第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど, 組織的な体 が確立された計画となっているか。 注音の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。 注意の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。		1	2
25         利用者の尊重           26-1         運営計画①           26-2         運営計画②           27         情報開示の積極的姿勢           28         利用者の意見反映           30-1         (職職)必要な現電への対応②           30-2         (職職が必要な理電への対応③           30-3         (職職)必要な現電への対応③           30-4         (職職)必要な現電への対応③           30-5         (職員の配置計画①           30-6         (職員の配置計画①           31         中長期計画           32-7         職員の配置計画②           32-3         職員の配置計画②           32-3         職員の配置計画②           32-3         職員の配置計画③           34         職員の配置計画③           35         職員の配本やすい職場環境           36         人材育成への貢献           40         事故防止           41         緊急時の対応           42         (職員の勤務体系・総与体系           43         衛生管理           44         災害対策           45-1         団体のPR②	、権の尊重, 守秘義務、個人情報保護, 説明責任についての理念を明示しているか。 1	2 1 0	-	4
26-1 運営計画① 26-2 運営計画② 28 利用者の意見反映 29 保育の質の確保, 向上 30-1 (総数) 230-3 (配達が必要な児童への対応③ 30-3 (配達が必要な児童への対応③ 30-4 (医達成を要な児童への対応③ 30-5 (配達が必要な児童への対応③ 30-5 (配達が必要な児童への対応④ 33-3 (職員の配置計画① 32-3 (職員の配置計画② 33-3 (職員の配置計画③ 33-3 (職員の可定計画③ 33-3 (職員の可定計画③ 33-4 (工程) (工程) (工程) (工程) (工程) (工程) (工程) (工程)	1該保育所の現況に沿った運営計画となっているか。 『営計画を実践できる保育を実践しているか。 「極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。 別用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体 が確立された計画となっているか。 没育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。	2 1 0		2
26-2 運営計画② 27 情報開示の積極的姿勢 28 利用者の意見反映 29 保育の質の確保. 向上 30-1 配慮が必要な児童への対応③ 30-2 (産妻のある子とも) 30-4 配慮が必要な児童への対応④ 30-5 に職が必要な児童への対応⑥ 30-6 に動きが必要な児童への対応⑥ 32-7 職員の配置計画② 32-2 職員の配置計画② 32-3 職員の配置計画② 32-3 職員の配置計画③ 32-1 職員の配置計画③ 33 働きやすい職場環境 34 職員の予算に配置計画③ 35 財験員の有成 36 人材育成への貢献 37 職員の有成 40 事故防止 41 緊急時の対応 42 医染症等の対応 43 衛生管理 44 災害対策 44 災害対策 45-1 団体のPR②	直営計画を実践できる保育を実践しているか。 積極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。 旧者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体 が確立された計画となっているか。 ミ育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
28	極的に情報開示を行う姿勢が明らかになっているか。 J用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体 が確立された計画となっているか。 R育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。 S食について配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
29 保育の第の確保. 向上 30-1 配慮が必要な児童への対応① 50-1 配慮が必要な児童への対応② 130-2 配慮が必要な児童への対応③ 130-3 配慮が必要な児童への対応③ 130-3 配慮が必要な児童への対応③ 130-5 配慮が必要な児童への対応② 130-5 職員の配置計画③ 130-5 職員の配置計画③ 130-5 職員の可能計画③ 130-5 職員の可能計画③ 130-5 職員の可能計画③ 130-5 職員の可能計画③ 130-5 職員の可能計画③ 140-1 要急時の対応 140-1 要急時の対応 141-1 緊急時の対応 141-1 以害対策 141-1 団体のPR① 145-1 団体のPR②	J用者の意見聴取を行ったり、第三者委員の設置により苦情解決体制を確立するなど、組織的な体が確立された計画となっているか。 が確立された計画となっているか。 育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。 1食について配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	-	2
29 保育の質の確保, 向上 高雄が必要な児童への対応② 30-2 (職権の必要な児童への対応③ 30-2 (職権の必要な児童への対応③ 30-3 (無値のの要な児童への対応③ 30-4 (配慮が必要な児童への対応③ 30-5 (所順三文化的財産をラフナとも) 31 中長期計画③ 32-2 職員の配置計画② 32-2 職員の配置計画② 33-3 職員の配置計画③ 34 職員の配置計画③ 35 職員の配置計画③ 36 人材育成への貢献 37 職員の有成 40 事故防止 40 事故防止 41 緊急時の対応 42 医染症等の対応 44 災害対策 45-1 団体のPR②	ξ育の質の確保・向上に向けた組織として具体的な計画になっているか。 1食について配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
30-1 配慮が必要な児童への対応① (2015年) (	3食について配慮が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
30-2 配慮が必要な理事への対応② (配置の多名文とも) (配置の多名文とも) (配置が必要な理事への対応③ 30-4 (運産の多名文とも) (配置が必要な理事への対応④ 30-5 (が国に文化的階景をもつ子とも) 31 中長期計画 32-1 職員の配置計画② 32-2 職員の配置計画② 32-3 職員の配置計画③ 34 職員の利産計画③ 35 職員の有成本の有成 34 職員の人事考課 35 職員の有成 40 事故防止 40 事故防止 40 事故防止 41 緊急時の対応 42 電鉄企等理 44 災害対策 45-1 団体のPR②		2 1 0	2	4
30-3 配慮が必要な児童への対応③         30-4 配慮が必要な児童への対応④         30-4 配慮が必要な児童への対応④         30-5 配慮が必要な児童への対応⑤         30-5 (外園で変を表別)         31 中長期計画         32-1 職員の配置計画①         32-2 職員の配置計画②         32-3 職員の配置計画②         33 働きやすい職場環境         34 職員の人事考課         35 職員の育成         36 人材育成への貢献         40 事故防止         40 事故防止         41 緊急時の対応         42 磁決近等の対応         43 衛生管理         45-1 団体のPR①         45-2 団体のPR②	・障害のある子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
30-4 配慮が必要な理童への対応の       30-5 配慮が必要な理童への対応の       30-5 (本屋文化が階級をもつ子ども)       31 中長期計画       32-1 職員の配置計画()       32-2 職員の配置計画()       33 働きやすい職場環境       34 職員の人事考課       35 職員の育成       36 人材育成への貢献       37 職員の育成       40 事故防止       41 緊急時の対応       42 監染症等の対応       43 衛生管理       44 災害対策       45-1 団体のPR()       45-2 団体のPR()	・被虐待児への対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
30-5 配動が必要な視章への対応       31 中長期計画       32-1 職員の配置計画(2)       32-2 職員の配置計画(2)       32-2 職員の配置計画(3)       33 職員の配置計画(3)       34 職員の人事考課       35 職員の育成       36 人材育成への貢献       37 職員の育成       40 事故防止       41 緊急時の対応       42 感染症等の対応       43 衛生管理       44 災害対策       45-1 団体のPR(3)	・家庭支援が必要な子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
31 中長期計画         32-1 職員の配置計画①         32-2 職員の配置計画②         32-3 職員の配置計画②         33 働きやすい職場環境         34 職員の人事考課         35 職員の育成         36 人材育成への貢献         37 職員の勤務体系・給与体系         38 運営の健全性         39 内部牽制体制         40 事故防止         41 緊急時の対応         42 電炎症等の対応         44 災害対策         45-1 団体のPR②	・外国に文化的背景をもつ子どもへの対応に関して具体的な計画になっているか。	2 1 0	2	4
32-1       職員の配置計画②         32-2       職員の配置計画③         32-3       職員の配置計画③         33       働きやすい職場環境         34       職員の人事考課         35       職員の育成         36       人材育成への貢献         40       事故防止         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       懲決症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR②	・中長期的な視野に立った具体的な提案となっているか。	2 1 0	-	2
32-2       職員の配置計画②         32-3       職員の配置計画③         34       職員の人事考課         35       職員の自成への貢献         36       人材育成への貢献         37       職員の勤務体系・給与体系         38       運営の健全性         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR②	・職員の配置基準を満たしているか。	2 1 0	-	2
32-3       職員の配置計画③         33       働きやすい職場環境         34       職員の人事考課         35       職員の育成         36       人材育成への貢献         37       職員の勤務体系・給与体系         38       運営の健全性         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR②	・勤務年数豊富な施設長、主任保育士、保育士等を配置する計画となっているか。	2 1 0	2	4
33 働きやすい職場環境       34 職員の人事考課       35 職員の育成       36 人材育成への貢献       37 職員の勤務体系・給与体系       38 運営の健全性       39 内部牽制体制       40 事故防止       41 緊急時の対応       42 競染症等の対応       43 衛生管理       44 災害対策       45-1 団体のPR①       45-2 団体のPR②	・職員確保の方策が具体的に示されているか。	2 1 0	2	4
34       職員の人事考課         35       職員の育成         36       人材育成への貢献         37       職員の勤務体系・給与体系         38       運営の健全性         39       内部牽制体制         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR②	・職員が働きやすい職場環境に関する考え方が明確になっているか。	2 1 0	-	2
35       職員の育成         36       人材育成への貢献         37       職員の勤務体系・給与体系         38       運営の健全性         39       内部牽制体制         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR②	・人事考課の考え方を明示しているか。	2 1 0	1	2
36       人材育成への貢献         37       職員の勤務体系・給与体系         38       運営の健全性         39       内部牽制体制         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       懲染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR(①         45-2       団体のPR(②	·研修計画を作成のうえ, 計画に基づいた専門知識・技術の向上に向けた研修機会を組織的に確保し ているか。	2 1 0	-	2
37       職員の勤務体系・給与体系         38       運営の健全性         39       内部牽制体制         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR①         45-2       団体のPR②	・実習生受入れ等保育人材の育成への貢献に係る体制が整備されているか。	2 1 0	-	2
38       運営の健全性         39       内部牽制体制         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR①         45-2       団体のPR②	・労働基準法に基づいた就業規則を整備し、給与等労働条件に関する規程を整備しているか。	2 1 0	-	2
39       内部牽制体制         40       事故防止         41       緊急時の対応         42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR①         45-2       団体のPR②	・サービスの質の確保と経営の効率性のバランスがとれた計画になっているか。	2 1 0	1	2
40     事故防止       41     緊急時の対応       42     感染症等の対応       43     衛生管理       44     災害対策       45-1     団体のPR①       45-2     団体のPR②	・経費の執行等について複数の者でチェックする内部牽制体制が示されているか。	2 1 0	-	2
41 緊急時の対応       42 感染症等の対応       43 衛生管理       44 災害対策       45-1 団体のPR①       45-2 団体のPR②	・事故防止のためのマニュアルを整備し、事故防止の取組が適切に行われているか。	2 1 0	2	4
42       感染症等の対応         43       衛生管理         44       災害対策         45-1       団体のPR①         45-2       団体のPR②	・緊急時のマニュアルを整備し、緊急時の対応体制が確立しているか。	2 1 0	2	4
43 衛生管理         44 災害対策         45-1 団体のPR①         45-2 団体のPR②	・感染症や食中毒予防対策のためのマニュアルを整備し、具体的予防策を確立しているか。	2 1 0	2	4
44 災害対策 45-1 団体のPR① 45-2 団体のPR②	・衛生管理に関するマニュアルを整備し、施設内の物品等の整理整頓及び衛生管理対策が明示されてしてある。	2 1 0	2	4
45-1 団体のPR① 45-2 団体のPR②	・非常災害時の対応に関するマニュアルを整備し、消火訓練、避難訓練の実施計画や備えがあるか。	2 1 0	7	4
45-2 団体のPR②	・移管対象保育所の状況, 保護者の要望, 社会的ニーズ等を踏まえ, 特に評価できる内容が示されて いるか。	2 1 0	2	4
	・当該保育所の保育を引き継ぐに当たって積極的な提案が行われているか。	2 1 0	2	4
45-3   団体のPR③ ・様=	・様式1~44及び45-1, 2以外に特に評価できる内容が示されているか。	2 1 0	1	2
井里				102
75点满点换算				75

満点の 得点	41	4	4	4	4	4	4	4	4	8	44	20	150
条数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	41			
評価点	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0	2 1 0			
審査基準	・保育所運営に適した具体的な整備方針を定めているか。	・施設基準を満たすことはもとより、各保育室やホール等において十分な面積が確保されているか。	・子どもの発達に応じた環境設定がされているか。	・安全面等に配慮し、子どもが快適に過ごせるような施設設計になっているか。	・駐輪場や駐車場の設置も含めた外構計画が適切なものであるか。	・周囲の景観と調和した園舎のデザインとなっているか。	・地域の生活文化、歴史性を踏まえた整備内容となっているか。	・保護者の要望を尊重した整備内容となっているか。	・体育館及び管理棟について,保育所及び地域の利便性やセキュリティに配慮しているか。	・適正な整備計画及び財源確保の計画となっているか。			
審査項目(小項目)	46 整備方針	47-1 整備内容①	47-2 整備内容②	47-3 整備内容③	47-4 整備内容④	47-5 整備内容⑤	47-6 整備内容⑥	47-7 整備内容⑦	47-8 整備内容®	47 資金計画			計得点
審查項目(中項目)	1 整備方針	2整備内容 ,	1	1	1	1	1 -1	1		3 財務状況及 び資金計画	+=	50点满点换算	合計
審查項目 (大項目)	整備計画	(新施設の事業計画)									<del>-</del>		

(別約3)

害面 0 0 0 ※「書面」にOがある項目については,実地審査で確認したうえで,書面審査において付点します (4) 子どもが歌やリズム, 絵や文字, からだを動かすなどの体験を通して, 自分の気持ちを自由に表現できるよう (3) 動植物の飼育や栽培・園外活動など, 自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。 (1) 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本, 教材, 落ち着いて遊べるスペースなど)ができて (1) 子ども一人ひとりの状況に応じて保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか (1) 特に配慮を要する子どもを受け入れ,保育するうえで必要な情報が職員間で共有化されているか。 照明等)への配慮がなされているか。 日常の保育を通して子どもの意見や意思をくみ取る努力をし,指導計画に反映させているか。 (5) 遊びを通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか。 (1) 保護者がサービスについての要望や苦情を訴えやすい仕組になっているか。 子どもの喫食状況を把握して, 献立の作成・調理の工夫にいかしているか。 (2) 子ども一人ひとりの発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。 外国に文化的背景をもつ子どもに対して適切な配慮がされているか。 午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。 虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心掛けているか。 障害児保育のための環境整備,保育内容の配慮を行っているか。 要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組になっているか。 (4) アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。 排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。 子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。 子どもが快適に過ごせるような環境(清潔さ,採光,換気, (6) 積極的な健康づくりの工夫が遊びの中でなされているか。 (小項目) 子どもの食生活について,家庭と連携しているか。 子どもの発達に応じた環境が確保されているか。 (2) 遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。 食事の場、食材、食器等に配慮しているか。 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。 配慮されているか。 (<del>1</del>0) (11)(12)  $\equiv$ Ξ 3 ල (2) 6 6 8 6  $\widehat{\Xi}$ 8 子どもの発達や状況に応じた 適切な援助の実施 保育上, 特に配慮を要する子 どもへの取組 一人ひとりの子どもに個別に 対応する努力 保育方針の共通理解と保育 課程等の作成 快適な施設環境の確保 (中項目) 苦情解決体制 保育の内容 9 2 2 က 4 保育の実 施内容 子どもの 尊重 審查項目 (大項目) 実地審査項 第2

丰垣			0	0	0	0	0		0												
審查項目 (小項目)	(1) 子どもの健康管理は, 適切に実施されているか。	(2) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映させているか。	(3) 感染症等への対応に関するマニュアルがあり,保護者にも徹底しているか。	(4) 衛生管理が適切に行われているか。	(5) 安全管理に関するマニュアルがあり, 事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。	(6) 事故や災害発生時及び事後の対応体制が確立しているか。	(7) 外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。	(1) 保育中の子どもへの接し方, 呼び方や叱り方などで, 子どもの人格尊重を意識しているか。	(2) 個人情報の取扱いや守秘義務について, 職員等に周知しているか。	(3) 性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。	(1) 保護者が保育の基本方針を理解できるよう努力しているか。	(2) 個々の保護者との日常的な情報交換に加え, 個別面談等を行っているか。	(3) 保護者の相談に応じているか。	(4) 保育の内容(行事を含む)など子どもの園生活に関する情報を提供しているか。	(5) 保護者の保育参加を進めるための工夫をしているか。	(6) 保護者の自主的な活動への援助や意見交換を行っているか。	(1) 地域の子育て支援ニーズに応じて施設の専門性をいかしたサービスを提供しているか。	(1) 地域住民への情報提供や育児相談に応じているか。	(2) 相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。	(1) 子どもと地域との日常的な交流により, 子どもの生活の充実と地域の理解を深めているか。	(1) 利用希望者にわかりやすく情報を提供し, 問合せや見学に対応しているか。
審查項目 (中項目)	<b>⋚理·安全</b> 管		**	<u>  S</u>	8		.)	3 人権の尊重 (	3		4 保護者との交流・連携 (	3	**	<u>ა</u>	9)	<u>))</u>	1 地域のニーズに応じた子育て (	の専門性をいかした相	談機能	1 保育園の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ	2 サービス内容等に関する情報 ( 提供
審查項目 (大項目)																	第3 地域支援 機能			第4 開かれた 運営	

# 移管後の運営に係る基本事項 (崇仁保育所)

※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。

# I 保育所運営等

	世呂寺												
1 保育所運													
	保育所として運営すること												
定員・運営	就学前までの6年間を見通した保	育を実施すること											
	定員は170名とすること												
開所時間		月曜日から土曜日まで以下の開所時間を確保すること											
	7時00分~19時00分												
休所日	日曜日, 祝日及び12月29日~1												
乳児保育	産休明けから(生後57日以降)の	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,											
費用負担	移管日の前日に在所している児童   者に求めないこと (別添2)参照)	移管日の前日に在所している児童については,市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保護 者に求めないこと (別添2)参照)											
· 其川 只 [5]	やむを得ず保護者に市営保育所でいて協議したうえで実施すること	やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会において物業したるよの実体よること											
		生管理,児童・職員の健康管理を徹底すること											
保健·衛生		で実施している検診種別・頻度を継承すること											
	(0 歳児に対する年 12 回の健診を	実施すること等)(別派3)参照)											
安全管理	消防計画を策定し、避難訓練及び												
# 1 1 1 1 1	AEDを設置し、定期的に救急救												
苦情処理その他		(苦情解決責任者,苦情受付担当者の設置)											
2 職員につ		等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと											
職員数	各年度において, 必要となる保育士等を確保すること												
	専任の施設長とし、次のいずれか	を満たすこと											
施設長	・社会福祉事業の経験 15 年以上	(うち認可保育所経験3年以上)											
旭权及	・認可保育所での保育経験 12 年以												
		(うち認可保育所施設長3年以上)											
	│市が指定する引継ぎ・共同保育期 │知識・経験のある調理員)を配置	間において、市が指定する職員(保育士、アレルギー除去食の   すること (※)											
	対象者	期間及び日数											
	園長予定者 1人	平成32年1月~ 3月 原則週2.5日											
	クラス担任予定者 1人	平成31年6月~12月 原則週 1日											
   引継ぎ・共同	(0歳児担任のみ)	平成32年1月~ 3月 原則週 5日											
保育		平成31年6月~12月 原則週 1日											
P1413	調理員予定者 1人	平成32年1月~ 3月 原則週 5日											
	引継ぎ・共同保育に参加した法人	の職員は,移管後も継続して当該保育所で保育に従事すること											
	移管前に崇仁保育所において勤務	する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人におい											
	て雇用し、当該職員が引続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇条例												
	で勤務できるよう努めること												
mth D ~ 1	当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること(別添4参照)												
職員の育成		「することを通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めること											
	その他職員研修など職員の資質向	上に頼極的に取り組むこと											

3 その他	
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること
	当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整すると
三者協議会	ともに,三者協議会の決定事項については遵守すること(別添5参照)
の設置	保育体制の確保(ただし保育標準時間の時間帯に限る)等、保護者代表の出席に配慮すること(年
	4回程度,1回1~2時間程度)
情報開示	保育所の運営状況、法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること
基本事項の遵	本市が,移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては,市の求めに
守状況の検証	応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに応じること
内容の変更	移管日の前日に在所している児童が卒所した後にあっても,基本事項の内容の変更に当たっては,
自合の友文	保護者の理解を得るよう努めること
基本事項に	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること
産本事項に   違反した場	移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は,他の法
合の取扱い	人等が当該保育所の運営を行うまでの間,児童及び保護者に不利益が生じないよう,本市の指導
1 0 1 4 N 1 N V	の下、利用者の保育を保障すること
	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をもっ
保護者対応	て解決に努めること
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	保護者会の活動に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲でホール等の
	利用を認めること
	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと
	建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること
その他	移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと
ての他	地域との関係を維持し、地域に根差した保育所運営を行うこと
	移管前年度に小規模保育事業者等と締結している連携項目について,小規模保育事業者等から希
	望があった場合、引き続き、移管前と同様の連携内容を満たした連携施設となること

# Ⅱ 保育内容等

1 保育り	N <del>台寸</del>
	保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容(※)を尊重し、保育運営を行うこと
保育内容全般	※ 子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保育。「市
	営保育所 保育のガイドライン」参照
	京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し障害
   障害児保育	児保育を実施し、障害児(疑いのある子を含む)を積極的に受け入れるよう努めること
	現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒所又
	は退所までの保育を保障すること
配慮の必要な	アレルギーのある子ども、被虐待児(疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な(必要と思われる)子ども、
子どもの受入れ	外国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること
年間行事	当分の間は、移管前年度の行事(数、種目、内容等)を維持すること(別派6)参照)
十间11事	ただし、変更がある場合は三者協議会で協議すること
宗教的な保育	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は,宗教的な行為(お祈り,
赤狭川な休月	講話等)や行事は行わないこと(クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)
	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと
	当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること
	食材の安全性に配慮し、食材の産地表示を行うこと
給食・調理	栄養士による献立作成を行うこと
	食物アレルギー等,一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じた食事の提供を行うこと
	幼児に対する主食(月~土)の提供を行うこと
食育	菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ、食事や食物への関心が深まる取組を行うこと
子育て支援事業	園庭開放、子育て相談等、子育て支援事業を実施すること
7月、八级子水	PAI/C 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1

# 崇仁保育所の移転及び民間移管におけるイメージ

# 1 170人定員における歳児別の定員イメージ

	合計		170人
2歳児	28人	5歳児	33人
1歳児	25人	4歳児	33人
0 歳児	18人	3歳児	33人

# 2 年度ごとの職員配置人数イメージ

職種・役職	配置主体	3 2 年度	3 3 年度	3 4 年度	3 5 年度	3 6 年度
園長	法人	1人	1人	1人	1人	1人
副園長	市	1人	1人	1人	1人	1人
配置基準及び標準時間	法人	8人	14人	20人	23人	25人
対応に基づく保育士	市	18人	12人	6人	3人	1人
休憩休暇対応保育士	法人	2人	2人	2人	2人	2人
   障害児加配保育士*	法人	0人	0人	0人	2人	4人
序音光加配依 f 工	市	6人	6人	6人	4人	2人
調理員	法人	3人	3人	3人	3人	3人
一時預かり対応保育士	法人	京都市一時	持預かり事業	(一般型)	実施要綱で気	定める人数

※障害児受入人数(平成28年度市営保育所平均入所率18.0%)から試算 園全体で30人(3~5歳の各歳児で10人ずつと想定)

# 崇仁保育所が保護者に求める費用負担の内訳

# 1 乳幼児共通

氏名判150円(入所時)スポーツ振興センター掛金270円(年額)

写真代 40円(任意・1枚につき)

# 2 幼児のみ

主食費 1,100円(月額)

( 辞退可。月12日以内の場合は 550円。)

所外保育交通費 1,060円程度(年4回)5歳児

580円程度(年2回)4歳児

240円程度(年1回)3歳児

※ 5歳児及び4歳児は、京都鉄道博物館への入場料100円を含む。

# (参考)

- 平成28年11月以降に入所された方については、家庭から布団を持参していただき、衛生管理も家庭で実施していただいている。
- 保護者会において、月額250円(保護者会が定める。)を徴収している。
- ※ 上記は平成29年4月時点の項目及び額であり、今後変動する場合があります。

# 市営保育所で実施している検診等

検診等の種別	対象児童	頻度
乳幼児健診	0 歳児	毎月1回
	1, 2歳児	隔月1回
	3~5歳児	年2回
眼科検診	3~5歳児	年1回
耳鼻科検診	3~5歳児	年1回
歯科健診	2~5歳児	年1回
尿検査	3~5歳児	年1回
視力測定	3~5歳児	年1回

# 市が指定する市営保育所職員研修

# 〇 階層別研修(共同保育期間及び当分の間)

新規採用保育士研修(1年目),初任保育士研修(3年目) 中堅 I 保育士研修(8年目),中堅 II 保育士研修(15年目) 中堅 II 保育士研修(20年目)

- ※ ( )内は、対象となる市営保育所職員の経験年数であり、移管先法 人の職員については、当該年次に受講しなければならないものではない。※ 年度によって開催しない研修がある。
- 〇 分野別研修(共同保育期間)

乳児保育担当者研修, 幼児保育担当者研修, 障害児保育担当者研修 造形研修, 調理師研修

# 市営保育所の民間移管に係る三者協議会について

# 1 設置の目的

市営保育所の民間移管に関して,入所児童等への影響が最小限となるよう,保護者,移管先法人及び京都市の三者が協議する場(以下「三者協議会」という。)を設置し、移管に当たっての課題等について協議するもの。

# 2 構成

(1) 保護者

保護者代表(各クラス1名程度)

- (2) 移管先法人 調整中
- (3) 京都市 調整中
- (4) その他

三者協議会において必要と認めた者

#### 3 協議事項

- (1) 引継ぎ及び共同保育の内容に関すること
- (2) 移管後の保育所の保育の内容に関すること
- (3) その他移管後の保育所の運営に関し必要とすること

# 4 設置時期

平成31年4月(予定)

#### 5 開催頻度

年4回程度(予定)(臨時開催あり)

# 6 設置期間

移管日の前日に在籍しているすべての児童が移管後の保育所を退所するまでの期間。ただし、三者協議会での協議により、これを短縮し、又は延長することができる。

# 7 開催場所

崇仁保育所及び移管後の保育所。必要に応じて、三者協議会で協議して開催場所を変更することができる。

#### 8 傍聴

崇仁保育所及び移管後の保育所に入所している児童の保護者及び崇仁保育 所及び移管先法人の職員は、会議を傍聴することができる。

崇仁保育所(361-6089) 幼児棟(343-4101)

別添6

			幼児棟(343-4101)
	おもな行事 幼児	おもな行事 乳児	保護者に関わる行事・その他
4月	4日(火) 入所・進級のつどい		20日(木) 乳児保護者会・クラス懇談会
			(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)
			21日(金) 幼児保護者会・クラス懇談会
			27日(木) クラス懇談会 (きりん・ぞう)
5月	2日(火) こどもの日のつどい	2日(火) こどもの日のつどい	19日(金)乳児保育参加
	11日(木) 所外保育(市バス梅小路)4・5 歳児	11日(木)お弁当持ち散歩(ぞう・きりん)	おやつ試食会 (乳児全クラス)
	雨天16日(火)に延期	19日(金)乳児保育参加	* 家庭訪問
	お弁当持ち散歩:3 歳児	おやつ試食会(乳児全クラス)	
6月	2日(金) 保育参加・給食試食会(3歳児)		2日(金) 保育参加·給食試食会(年少)
	8日(木) 保育参加·給食試食会(4·5歳児)		8日(木) 保育参加・給食試食会(年中・年長)
7月	4日(火) 夏野菜カレーパーティー		
	7日(金) 七夕のつどい	7日(金)七夕のつどい	
	11日(火) プール開き	19日(水)プール開き	
8月	1日(火)~3日(木) 幼児プール参観	30日(水)プール閉い	1日(火)~3日(木) 幼児プール参観
	30日(水)プール閉い		
	31日(木)科学センター(5 歳児)予定		
9月	未定 歯磨き指導		未定 親子で遊ぼう
	26日(火) 運動会総練		
10月	3日(火)運動会総練習		13日(金)クラス懇談会(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)
	7日(土) 運動会 雨天日(12 日·木)	20日(金) お弁当持ち散歩	18日(水)クラス懇談会(3歳児)
	20日(金)所外保育(市バス動物園)3・4歳児	1-2歳児	20日(金)クラス懇談会(ぞう・きりん)
	雨天27日(金)に延期		24日(火)クラス懇談会(4・5歳児)
	24日(火)所外保育(京阪電車稲荷山)5歳児		* 家庭訪問•面談
	雨天31日(火)に延期		<u>未定 よさこいコンサート</u>
	<u>未定 よさこいコンサート</u>		
11月	9日(木) やきいもパーティー	9日(木) やきいもパーティー	7日(火)
	上旬 人形劇・給食もち散歩	7日(火)保育参加・給食試食会	保育参加・給食試食会(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)
	21日(火) 生活発表会総練習	(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)	16日(木)
	28日(火) 生活発表会総練習	16日(木)保育参加・給食試食会	保育参加・給食試食会(ぞう・きりん)
		(ぞう・きりん)	未定 和太鼓の夕べ
12月	2日(土) 生活発表会		2日(土) 生活発表会
	14日(木) 崇仁鍋パーティー		
	22日(金) クリスマス会	22日(金) クリスマス会	
1月	11日(木)新春のつどい		19日(金) 保育参加(3•4 歳児)
	19日(金) 保育参加(3・4 歳児)		25日(木) 保育参加(5 歳児)
	25日(木) 保育参加(5 歳児)		
2 月	2日(金) 節分のつどい	2日(金) 節分のつどい	
	8日(木) 修了写真撮影		
	15日(木)~17日(土) 絵画展	15日(木)~17日(土) 絵画展	15日(木)~17日(土) 絵画展
3月	2日(金) ひなまつり会	2日(金) ひなまつり会	1日(木) クラス懇談会(きりん・ぞう)
	8日(木)お別れパーティー		2日(金) クラス懇談会(5歳児)
	13日(火)おわかれ遠足(地下鉄宝ヶ池)5歳児		8日(木) クラス懇談会(ひよこ・うさぎ・ぱんだ)
	16日(金)修了式総練習		9日(金) クラス懇談会(3・4歳児)
	23日(金)修了式		13日(火)おわかれ遠足(地下鉄宝ヶ池)5歳児
			23日(金)修了式(5歳児)
	9.休測完 到月.幼月年日	五五かけ到.幼今日行車	

\*身体測定 乳児・幼児・・・・毎月

あみかけ・・・乳・幼合同行事

\*視力検査 年長・年中(春) 年少(秋)

\*健康診断 O歳児・・・毎月 1・2歳児・・・偶数月 幼児・・・年2回(春・秋)

\* 尿検査 幼児・・・年1回 \* 耳鼻科検診 幼児・・・年1回 \* 歯科検診 幼児・・・年1回 \* 眼科検診 幼児・・・年1回

\* 下線, 太字, 斜体は日程未定です





#### 京都市営保育所移管申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日			
申請団体の主たる事務所の所在地	申請団体の名称及び代表者名(記名押印又は署名)			
	電話			

平成32年4月1日から次の市営保育所の移管を希望するため、関係書類を添えて申請し ます。 移管を受けた後は「移管後の運営に係る基本事項」を遵守します。 移管を申請する 崇仁保育所 施設の名称 1 事業者の概要・財務状況等に関する書類 (1) 申請資格及び事業者の連絡先 (2) 沿革 (3) 代表者の履歴 (4)役員名簿 (5)団体の概要 (6) 移管後の運営に係る基本事項確認票 (7) 定款規約等 (8) 法人登記簿謄本 添付書類 (9) 印鑑証明書 (10) 年間事業報告書, 年間利用状況報告書 (11) 平成27,28年度の決算書類 (12) 平成27, 28年度の補助金,公的機関からの融資等の状況 (13) 納税証明書, 水道料金·下水道使用料納付証明書 (14) 暴力団員等に該当しないことの誓約書 2 運営実績,事業計画及び整備計画(様式1~48) 3 実地審査(自己チェック) 実地審査受入希望園の各クラスの状況 実地審査受入 (施設名) 希望施設 (所在地)

#### 申請資格及び事業者の連絡先

#### 1 申請資格

募集要項「5 申請資格」を参照し、「5 申請資格」の各号に掲げる条件に該当する場合は「 $\bigcirc$ 」を、該当しない場合は「 $\times$ 」を申告欄に記入してください。

	申告欄
1 (1)	
1 (2)	
1 (3)	
1 (4)	
1 (5)	
1 (6)	

#### 2 事業者の連絡先

	担当者名	フリガナ	
	所属(施設名等)· 役職名		
連絡先	勤務する事務所等の 所在地	〒	
	電話等	TEL	FAX
	E-mail		
	担当者名	フリガナ	
	所属(施設名等)· 役職名		
連絡先	勤務する事務所等の 所在地	〒	
	電話等	TEL	FAX
1.	E-mail	/ 本と今は特料を割る際)、ナナ	

<sup>\*</sup> 連絡先の担当者名は、実務担当者を含め複数名記入願います。

市営保育所の移管に当たっては、以下の基本事項を遵守していただきます。内容を御確認いただきチェック欄にチェックをしてください。

- ※ 下記基本事項を遵守していただけない(全ての項目にチェックがない)場合,審査の対象外となります。また,移管後に基本事項の重大な違反が認められた場合は,損害賠償請求や他の法人等への再移管を行う場合があります。
- ※ 以下の各事項において、「当分の間」とは、移管日の前日に在所している児童が卒所するまでの期間とします。

#### I 保育所運営等

1 保育所選	<b>整</b> 営	チェック欄		
	保育所として運営すること			
定員・運営	就学前までの6年間を見通した保育を実施すること			
	定員は170名とすること			
開所時間	月曜日から土曜日まで以下の開所時間を確保すること			
用月时间	7時00分~19時00分	Ш		
休所日	日曜日,祝日及び12月29日~1月3日のみとすること			
乳児保育	産休明けから(生後 57 日以降)の保育を実施すること			
	移管日の前日に在所している児童については、市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を保			
費用負担	護者に求めないこと(別添2参照)			
- 黄州東亞	やむを得ず保護者に市営保育所で徴収する費用以外の費用負担を求める場合は、三者協議会に			
	おいて協議したうえで実施すること			
	給食施設・設備をはじめ施設の衛生管理、児童・職員の健康管理を徹底すること			
保健・衛生	児童に対しては,現在市営保育所で実施している検診種別・頻度を継承すること			
	(0 歳児に対する年 12 回の健診を実施すること等)( <u>別添 3</u> 参照)			
安全管理	消防計画を策定し,避難訓練及び消火訓練を毎月実施すること			
	AEDを設置し、定期的に救急救命に関する研修を行うこと			
苦情処理	苦情処理の仕組みを整備すること(苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置)			
その他	その他、国・市などの法令、通知等を遵守し、児童の健全な発育・発達を促すこと			
2 職員につ		チェック欄		
職員数	各年度において、必要となる保育士等を確保すること			
	専任の施設長とし、次のいずれかを満たすこと	ı		
施設長	・社会福祉事業の経験 15 年以上(うち認可保育所経験 3 年以上)			
	・認可保育所での保育経験 12 年以上			
_	・社会福祉事業の経験 10 年以上(うち認可保育所施設長 3 年以上) 市が指定する引継ぎ・共同保育期間において、市が指定する職員(保育士、アレルギー除去食			
	の知識・経験のある調理員)を配置すること(※)			
	対象者 期間及び日数			
	園長予定者 1人   平成32年1月~ 3月   原則週2.5日			
	クラス担任予定者 1人 平成31年6月~12月 原則週 1日			
引継ぎ・共	(0歳児担任のみ) 平成31年0月112月 原則週 5日			
日保育	平成31年6月~12月 原則週 1日			
间体自	調理員予定者 1人 平成32年1月~ 3月 原則週 5日			
	移管前に崇仁保育所において勤務する臨時的任用職員本人が希望した場合は、移管先法人におしいて原用し、光教職員が引続された保育派において現場と同僚するはそれによって原用し、光教職員が引続されている。			
	いて雇用し、当該職員が引続き移管を受けた保育所において現状と同等またはそれ以上の待遇			
	条件で勤務できるよう努めること 当分の間は、市が指定する市営保育所職員研修に出席すること (別添4)参照)			
世界の女子				
職員の育成				
	その他職員研修など職員の資質向上に積極的に取り組むこと			

3 その他		チェック欄
第三者評価の受審	移管後、3年以内に第三者評価を受審し、結果を公表すること	
	当分の間は、三者協議会において保育の内容の継続性及び基本事項の変更等について調整する	
三者協議会	とともに,三者協議会の決定事項については遵守すること(別添5参照)	
の設置	保育体制の確保(ただし保育標準時間の時間帯に限る)等、保護者代表の出席に配慮すること	
	(年4回程度,1回1~2時間程度)	
情報開示	保育所の運営状況,法人の経営状況等の積極的な情報開示に努めること	
基本事項の遵	本市が、移管後の運営に係る基本事項の遵守状況について検証を行うに当たっては、市の求め	
守状況の検証	に応じて報告を行うとともに、立入調査の必要が生じたときにはこれに応じること	
内容の変更	移管日の前日に在所している児童が卒所した後にあっても、基本事項の内容の変更に当たって	
1,11,20	は、保護者の理解を得るよう努めること	
基本事項に	申請の資格又は基本事項の違反が認められた場合は、本市及び保護者からの損害賠償請求に応じること	
金本事項に 違反した場	移管後に申請の資格又は基本事項の重大な違反により移管に係る協定を解除した場合は、他の	
合の取扱い	法人等が当該保育所の運営を行うまでの間、児童及び保護者に不利益が生じないよう、本市の	
	指導の下、利用者の保育を保障すること	
	保護者の不安に最大限配慮し、保護者や保護者会の要望に誠実に対応するとともに、誠意をも	
保護者対応	って解決に努めること	
木護有刈心	保護者会の活動に当たっては、通常の保育所の運営に支障がないと認められる範囲でホール等	
	の利用を認めること	
	現在法人が運営する既設の保育所を廃止又は大幅縮小しないこと	
	建物は所有権移転登記後直ちに法人の基本財産に編入すること	
その他	移管を受けた保育所の運営を他の法人等に委託しないこと	
て り 1世	地域との関係を維持し,地域に根差した保育所運営を行うこと	
	移管前年度に小規模保育事業者等と締結している連携項目について,小規模保育事業者等から	
	希望があった場合、引き続き、移管前と同様の連携内容を満たした連携施設となること	
Ⅱ 保育	<b>等内容等</b>	
	保育所保育指針に則り、現在市営保育所が実施している保育内容(※)を尊重し、保育運営を行うこと	
保育内容	※ 子ども一人ひとりを主体として受け止め、主体としての心を育てることを大切にする保	
全般	育。「市営保育所 保育のガイドライン」参照	
	京都市民間保育施設障害児受入促進事業及び京都市民間保育施設障害児保育対策費を活用し	
	障害児保育を実施し、障害児(疑いのある子を含む)を積極的に受け入れるよう努めること	
障害児保育	現在入所中の障害児について、市営保育所における障害児保育の取組を引き継ぐとともに、卒	
	所又は退所までの保育を保障すること	
配慮の必要な	アレルギーのある子ども、被虐待児 (疑いのある子を含む)、家庭支援の必要な(必要と思われる)子ども、外	_
子どもの受入れ	国に文化的背景をもつ子どもなど、「一定の配慮が必要な子ども」を積極的に受け入れるよう努めること	
<b>在</b> 明/2 <del>主</del>	当分の間は、移管前年度の行事(数、種目、内容等)を維持すること(別添6参照)	
年間行事	ただし、変更がある場合は三者協議会で協議すること	
宗教的な	子ども及び保護者の信教の自由に配慮した保育・食事を行うこと。当分の間は、宗教的な行為(お祈り、	
保育	講話等)や行事は行わないこと(クリスマスやひなまつりなど現在市営保育所で実施している行事は可)	
	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画を策定し、計画に基づき食事の提供を行うこと	
	当該保育所の調理室において調理した給食を提供すること	
	食材の安全性に配慮し、食材の産地表示を行うこと	

菜園活動や食事に関わる行事など食に関する体験を通じ、食事や食物への関心が深まる取組を行うこと

食物アレルギー等,一人ひとりの子どもの発育・発達や心身の状態に応じ

栄養士による献立作成を行うこと

土曜日の給食の提供を行うこと

幼児に対する主食(月~土)の提供を行うこと

園庭開放,子育て相談等,子育て支援事業を実施すること

給食・調理

子育て支援事業

食育

#### 移管申請用

#### 水道料金・下水道使用料納付証明書の請求について

京都市営保育所移管申請には、本市の水道料金・下水道使用料に係る納付証明書(以下「納付証明書」といいます。)の提出が必要です。<u>事業所(保育園)分1通は必ず提出していただき</u>、代表者が京都市内に住所を有する場合のみ、代表者分も併せて提出してください。納付証明書の請求については下記をお読みいただき、別紙の「水道料金・下水道使用料納付証明請求書(以下「納付証明請求書」といいます。様式D)に必要事項を記入し、証明手数料(1件350円)持参のうえ、納付証明書の発行窓口で請求してください(郵送では受付できません。)。

#### 1 納付証明書の提出が必要となる場合

<法人等(事業所)分>

- ・ 京都市内に事業所又は事務所等(以下「事業所等」といいます。)を所有し、当該事業所等の水道の使用者名義(「水道使用水量のお知らせ」にて、確認してください。)が、法人の場合にあっては法人名義のもの、個人の場合にあっては代表者名義のもの。 <法人代表者又は個人代表者分>
  - ・ 京都市内に住所を有しており、当該住所の水道の使用者名義(「水道使用水量のお知らせ」にて、確認してください。)が、法人代表者又は個人代表者名義のもの。

#### 2 納付証明書の提出が必要でない場合

- ・ 京都市内に事業所等や住所を有しない場合や、ビル又はマンション等で家主に支払う 賃借料(共益費)に水道料金等が含まれている場合など、直接に水道の使用者名義になっていない場合。
- ・ 工事現場等における一時使用については、対象になりません。

#### 3 納付証明書の請求先

- ・ 当該事業所等が所在する地域を担当する営業所又は部署(「京都市上下水道局営業所 等一覧」をご覧ください。)
- ・ 京都市内に複数の事業所等を所有する場合は、すべてに係る納付証明書が必要です。 なお、納付証明請求書は担当営業所及び部署ごとに作成し請求してください。

#### 4 納付証明請求書の記入に際しての注意事項

- ・ 「あて先」の欄には、該当する営業所名を記入してください。
- ・ 「請求者」の欄には、請求者の所在地、名称及び代表者名(個人の場合にあっては、 住所及び氏名)を記入のうえ、押印してください。
- ・ 「検針区」, 「使用者コード」, 「水栓番号」及び「使用者名」の欄には, 水道使用 水量のお知らせに記載されている内容を正確に記入してください。

#### 5 その他

受付期間の後半は窓口が混雑することがありますので、お早めに請求してください。

# 京都市上下水道局営業所等一覧

担当地域	検針区の 1 桁目	営業所名	所在地	電話番号
東山区,山科区,伏見区 (醍醐支所管内)	1	東部営業所	椥辻西浦町 八反畑バス停西入	592-3058
北区,上京区, 中京区	2 3	北部営業所	北大路千本西約 250m	462-3251
右京区, 西京区	4 0	西部営業所	右京区太秦安井一町田町 14	841-9184
左京区	5	左京営業所	川端北大路東入ル上ル	722-7700
下京区,南区,伏見区	6			
(醍醐・石田・小栗	7	南部営業所	伏見区鷹匠町	605-2011
栖・日野を除く)	8			

○ 納付証明書の請求先が<u>複数</u>の営業所におよぶ場合は、下記の上下水道局お客さま窓口サービスコーナーで一括して納付証明書の請求をすることができますが、納付証明請求書は 担当営業所ごとに作成してください。

なお,請求日当日に発行できない場合は,後日受取りに行っていただくことになりますので御了承ください。

名称	所 在 地	電 話 番 号
京都市上下水道局お客さま窓口サービスコーナー	南区東九条東山王町12 (竹田街道八条下ル東側) 京都市上下水道局 本館1階	672-7770

様式D

## 水道料金 · 下水道使用料納付証明請求書

平成 年 月 日請求

(あて先) 京都市公営企業管理者上下水道局長 (京都市上下水道局総務部 営業所)

請求者 住 所

氏 名 印

京都市営保育所移管申請に使用するため、下記の水道料金、下水道使用料の納付証明を請求します。

検針区	使用者コード	水栓番号	使 用 者 名

(注)検針区,使用者コード,水栓番号及び使用者名の欄は,「水道使用水量のお知らせ」 に記載されている内容を正確に記入してください。

# 水道料金·下水道使用料納付証明書

上記の使用者について、水道料金、下水道使用料の未納額はありません。

平成 年 月 日

京都市公営企業管理者上下水道局長
印

#### 誓 約 書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所(法人にあっては,主たる 事務所の所在地)	誓約者の氏名(法人にあっては,名称及び 代表者名)
	電話

誓約者が京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。

# 

- 注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ 次に掲げる者について記入してください。
  - (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員 及び使用人(市長等(指定管理者を含む。以下同じ。)が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。)
  - (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人(市長等が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等が指定する使用人に限る。)

# 運営実績,事業計画 及び整備計画

#### ※ 作成に当たっての留意事項

- 1 応募団体が競合した場合は、書類審査を匿名で行いますので、「運営実績、事業計画及び整備計画」(様式1~48)は**匿名で作成**してください。申請団体名や団体が運営されている施設名(以下「団体名等」という。)のほか、それらが特定できる情報は記載しないでください。
- 2 書類審査は、原則として、この様式をもとに行いますので、 それぞれの項目について貴団体の取組内容等を具体的に分かり やすく記載してください。 (特に注記のない限り別紙参照とは しないでください。)
- 3 指定様式の下部に【添付書類】と記載されている場合についても、前項のとおり様式に記載したうえで、必要な書類を添付してください。

添付がない場合は、添付漏れや未作成とし、減点する場合があります。

添付書類に**団体名等が記載されている場合は、当該箇所を塗りつぶし、判読できないようにし**てください。

- 4 指定様式及び添付書類は全て**A4サイズ・片面刷り**で提出してください。
- 5 指定様式及び添付書類ともに、利用者等の個人情報は記載しないでください。利用者等の個人情報が記載されている場合は、当該箇所を塗りつぶし、判読できないようにしてください。

## 書面審査・実地審査 様式・添付書類一覧

添付文書がある場合、チェック欄に☑を記入してください。

様式	項目	添付書類	チェック
1	組織內連携		
2	監査指摘状況	指導監査指摘事項(法人運営,施設運営,利用者処遇)	
3	監査指摘に対する改善状況	指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書(法人運営、施設運営、利用者処遇)	
4	事故への対応	事故の詳細が分かる書類(例:事故報告書,役員会等での説明資料)	
5	不祥事への対応	不祥事の詳細が分かる書類(例:役員会等での説明資料)	
6	管理者の責任とリーダーシップ		_
7	会計処理	会計処理規程 (経理規程等)	
8	資金収支及び事業活動収支の状況		_
9	記録の管理状況		
10	外部評価	外部評価 (第三者評価等) の評価結果 (概要部分のみ)	
11	苦情解決	(1)苦情対応マニュアル 等	
		(2)第三者委員会の設置要綱、名簿 等	
12	プライバシー保護	利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアル	
13	人材育成	平成29年度研修計画	
14	法令遵守	守るべき法、規範、倫理等を明文化したもの	
15	情報公開	(1)情報開示のマニュアル	
		(2)利用者に対してサービス内容等を紹介した資料(おたより、パンフレット等)	
		(3)ホームページの構成、概要	
16	保育の方針①②		
17	乳児の保育	1	
18	個別事情に配慮した給食	1	
19	保育士 (正規職員) の人数		_
20	保育士の勤続年数	1	
21	保育の質の向上	保育の計画	
22	意思決定	1	
23	応募施設の運営理念等	1	
24	地域交流・地域における子育て支援		_
25	利用者の尊重	1	
26	運営計画①②		_
27	情報開示		_
28	利用者の意見反映	利用者の意見や満足度を把握した調査結果(当該施設の 直近の調査結果。当該施設の調査結果がない場合は団体 として直近に実施した調査の結果)	
29	保育の質の確保,向上	これまでの保育の質の確保・向上に向けた取組に係る書	
		類(研修の記録等)	
30	配慮が必要な児童への対応		
	1~5		
31	中長期計画	-	_
32	職員の配置計画①~③	-	_
33	働きやすい職場環境	_	_

様式	項目	添付書類 (書類がない場合は添付不要)	チェック
34	職員の人事考課	_	_
35	職員の育成	_	_
36	人材育成への貢献		_
37	職員の勤務体系・給与体系	(1)服務規程(就業規則)	
		(2)非常勤職員就業規則	
		(3)給与規程	
38	運営の健全性	_	_
39	内部牽制体制	_	_
40	事故防止	事故防止マニュアル等	
41	緊急時の対応	(1)緊急時の対応に関するマニュアル	
		(2)アレルギー対応に関するマニュアル	
		(3)プール事故発生時の対応に関するマニュアル	
42	感染症等の対応	(1)感染症予防対策のためのマニュアル	
		(2)食中毒予防対策のためのマニュアル	
43	衛生管理	衛生管理に関するマニュアル	
44	災害対策	非常災害時の対応に関するマニュアル	
45	団体のPR①~③	_	_
46	整備内容①~⑦	配置図、平面図、立面図、断面図、外観パース、内外仕上表	
47	現金,預貯金,積立金等		_
48	資金計画	工事費概算見積書	

# 一運 営 実 績一

【様式1】

## 1 組織内連携

役員会,	本部,	事業所間,	事業所内の連携の状況について記載してください	(日常
の連携及び	緊急時	の連携)。		

※ 個人の場合は当該保育園等内の連携の状況について記載してください。

1	要旨
2	詳細(具体的な取組内容)
	計和(条件的為取組的各)

## 2 監査指摘状況, 3 監査指摘に対する改善状況

1 :	過去2年間(平成2	7, 28年度)の行政,	第三者機関による監査,	評価等について
	□文書指摘事項	がない □文書指摘	事項がある	
	□過去2年間に	行政,第三者機関によ	る監査,評価等を受けて	こいない
	)平成27年度	る場合の改善状況につ □改善する予定	)いて □改善されていない	
(2	2) 平成28年度 □改善した	□改善する予定	□改善されていない	
3.	具体的な指摘内容 文書指摘事項があ	る場合は、各年度の指	諸 摘事項と改善内容を記載	<b></b>

	Unit lines of	H
	指摘事項	是正又は改善内容
	法人運営 施設運営・利用者処遇	
27年度	実地指導	
	VI. 1 Vet 3V	
	法人運営 施設運営・利用者処遇	
28 年 度		
	実地指導	

参考)過去2年間に行政, 近の監査等の状況 	<b>第二有機関による監査</b> ,	評価等を受けていない場合,直

## 【添付書類】

- ○指導監査指摘事項(法人運営,施設運営,利用者処遇)
- ○指導監査指摘事項是正又は改善状況報告書(法人運営,施設運営,利用者処遇)

# 4 事故への対応

1 過去5年間(平成24~28年度)において,重大な事故(児童の深刻な負傷等)が,
□発生していない □発生した
2 事故の具体的内容について(1において「発生した」と回答した場合のみ)
※要点を簡潔に記載してください。
3 事故発生後の対応について(1において「発生した」と回答した場合のみ)
※要点を簡潔に記載してください。

4	なケガや事故が多 施設内での報告の報告の報告の	ぶについて	(保護者への連絡、	医療機関の

# 【添付書類】

○事故の詳細が分かる書類 (例:事故報告書,役員会等での説明資料)

## 5 不祥事への対応

1 過去5年間(平成24~28年度)において,重大な不祥事が,	
□発生していない □発生した	
2 不祥事の具体的内容について(1において「発生した」と回答した場合のみ)	
※要点を簡潔に記載してください。	
3 不祥事発生後の対応について(1において「発生した」と回答した場合のみ)	
※要点を簡潔に記載してください。	

#### 【添付書類】

○不祥事の詳細が分かる書類(例:役員会等での説明資料)

## 6 管理者の責任とリーダーシップ

管理者としての役割と責任に対する基本的な考え方と、管理者の意思を職員に周知 徹底するための具体的な取組内容について記載してください。(運営状況や課題の把 握,具体的な取組の職員周知,取組への指導力の発揮 等)

1	要旨
2	詳細

## 7 会計処理

1 会計処理規程(経理規程等)の作成について
□作成している □作成していない
以下は、上記1において「作成している」と回答した場合のみ記載してください。
<ul><li>2 会計処理規程(経理規程等)に基づいた会計処理について</li><li>(1)会計責任者と出納職員を</li></ul>
□定めている □定めていない
(2) 事業ごとに必要な経理区分を
□設けている □設けていない
(3)予算は,毎会計年度開始前に
□作成している □作成していない
(4) 会計諸帳簿を適正に
□記帳している □記帳していない
【添付書類】 ○会計処理規程(経理規程等)

## 8 資金収支及び事業活動収支の状況

<ul><li>1 申請団体全体の資金収支及び事業活動収支の状況</li><li>(1)過去2年間において,</li></ul>
□平成27,28年度とも単年度赤字なし □平成27年度が単年度赤字(□資金収支赤字,□事業活動収支赤字) □平成28年度が単年度赤字(□資金収支赤字,□事業活動収支赤字)
※平成27,28年度とも赤字の場合は、上記に複数チェックしてください。 ※次項「事業活動収支計算書」の「④当期活動収支差額」、又は「資金収支計算書」 の「⑦当期資金収支差額」がマイナスの場合は、上記の該当項目を赤字としてください。
(2) 赤字が発生した理由 上記(1)において、「平成27,28年度とも単年度赤字なし」以外に回答した場合、その理由を記載してください。
<ul><li>2 申請団体全体の借入金状況</li><li>(1) 平成28年度末時点で借入金が</li></ul>
□なし □ある(借入残高 円)
~以下(2)~(4)は、上記(1)において、「ある」と回答した場合のみ記載してください。~ (2)借入理由
<ul><li>(3) 返済の遅延</li><li>□1度もない</li><li>□ある</li></ul>
(4)返済の遅延の理由

3 平成27,28年度の収支状況(単位:円) 平成27年度(前々期)及び平成28年度(前期)の決算書類から,指定の数値を 下表に記入してください。

#### (1)事業活動収支計算書

		平成27年度(前々期)	平成28年度(前期)
1	事業活動収入	円	円
2	事業活動支出	円	円
3	事業活動収支差額	円	円
4	当期活動収支差額	円	円
(5)	次期繰越活動収支差額	円	円

#### (2)資金収支計算書

		平成27年度(前々期)	平成28年度(前期)
1	経常活動による収入	円	円
2	経常活動資金収支差額	円	円
3	施設整備等による収入	円	円
4	施設整備等資金収支差額	円	円
(5)	財務活動による収入	円	円
6	財務活動資金収支差額	円	円
7	当期資金収支差額	円	円
8	前期末支払資金残高	円	円
9	当期末支払資金残高	円	円

#### (3)貸借対照表

0) 其旧八 灬女					
		平成27年度末(前々期末)	平成28年度末(前期末)		
1	純資産(又は資本)	円	円		
2	負債(流動負債+固定負債)	円	円		
3	①/(①+②)	%	%		
4	流動資産	円	円		
(5)	(流動資産の内)現金預金	円	円		
6	流動負債	円	円		
7	4/6	%	%		

<sup>※</sup>③, ⑦は小数点第2位を四捨五入

#### (4)借入金の状況

借入先 平成28年度(前期)返済額		平成28年度末(前期末)残高	条件変更
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合計	円	円	

<sup>※</sup> 過去2年以内に条件変更(返済額の減額・据置,返済期間の延長)等を行っているものは、「条件変更」欄に〇を記入してください。

## 9 記録の管理状況

1	利用者に関する記録について
	□作成している □作成していない
2	利用者等に関する記録の保管,管理状況について記載してください。

## 10 外部評価

1 保育園,認定こども園,幼稚園事業に係る第三者評価等の外部評価の受審について
□京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構の第三者評価を受審した (平成 年 月結果公表) □上記以外の外部評価を受審した(学校評価における第三者評価を含む) (名称: , 平成 年 月結果公表) □学校評価(自己評価,学校関係者評価)を実施した □上記外部評価等の受審・実施を具体的に予定している (評価の種類: , 平成 年 月実施予定) □いずれも実施しておらず,具体的な実施予定がない
~以下は,上記1において「受審した」と回答された場合のみ記載してください。~
2 評価結果について (1)評価結果が良かった主な点
(2) 評価結果が悪かった主な点
(参考) 団体の他の事業部門における第三者評価等の外部評価の受診状況  □ 受審した(事業種別: 受診時期: 年 月結果公表)  □ 受審していない
【添付書類】 ○外部評価(第三者評価等)の評価結果(概要部分のみ)

※ 保育園等に係る第三者評価等の外部評価を受審していない場合,団体の他の事業部門

における外部評価の評価結果(ある場合,概要部分のみ)を添付してください。

## 11 苦情解決

1	過去2年間	(平成27,	28年度)	の苦情件数について
	平成27年月	隻 (	)件	
	平成28年月	隻 (	)件	

2 主な苦情内容及び対応方法について

٦,	<u> </u>	
	苦情年月及び内容	対応方法

3		苦情解決体制について,	苦情の把握方法及び解決体制について記入してください。
(	(1	)苦情の把握方法	
	์ ก	) 艺术表现为./大生II	
		)苦情解決体制	
L			
_			
	添	付書類】	

- ○苦情対応マニュアル 等
- ○第三者委員会の設置要綱,名簿 等

## 12 プライバシー保護

1	利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアルの作成について
	□作成している □作成していない
2	利用者のプライバシー保護に関する基本的な考え方と具体的な取組内容を記入してください。

## 【添付書類】

○利用者のプライバシー保護に関する規程、マニュアル

## 13 人材育成

1 研修計画の策定について

	□策定している □策定していない
2_	過去3年間の職員の研修履歴を記入してください。
	(平成26年度)
	(平成27年度)
	(平成28年度)
L	

【添付書類】

○平成29年度研修計画

## 14 法令遵守

1	守るべき法令, 規範, 倫理等について, 保育計画, 教育課程, 運営指針等に,
	□明文化している □明文化していない
2	守るべき法、規範、倫理等に係る職員周知について
	□周知している □周知していない
	以下は,上記2において「周知している」と回答された場合のみ記載してください。
3	職員への周知方法を記入してください。

#### 【添付書類】

○守るべき法令, 規範, 倫理等を明文化したもの

#### 15 情報公開

これまでの <u>団体全体として</u> の経営, -ムページの作成 等)	運営状況の情報開示の状況	(印刷物の作成や配布,	ホ
			7

#### 【添付書類】

- ○情報開示のマニュアル
- ○利用者に対してサービス内容等を紹介した資料(おたより,パンフレット等)
- ○ホームページの構成, 概要

## 16-1, 2 保育の方針①, ②

1	保育の方針(教育目標)について記載してください。	
റ		`
Z	保育方針(教育目標)の下、どのような関わりによって、どのような子どもを育てていこうとしているのかが最も分かるようなエピソード(日常の保育の中で実際にあった出来)を一つ記載してください。	
	(子どもへの丁寧な挨拶や言葉遣い、クラスの枠を超えた保育運営などが分かるよう記載してください。)	記
	$(1,000$ 字 $\sim$ 2,000 字程度とし、記入欄に書ききれない場合は別紙として添付してもれいません。)	冓

# 17 乳児の保育、18 個別事情に配慮した給食

1	産休明けから(生後57日以降)の保育の実施について
	□現在実施している
	□現在実施していない ( ) (歳児・箇月)から受け入れている。
	現在実施していない場合, その理由
2	個別事情に配慮した給食について 離乳食,摂食障害,食物アレルギー,宗教上の理由,体調不良等の個別事情に応じた調理,配膳,食事環境等の対応状況を記入してください。 ※ 給食を実施していない場合は,食事の際の個別事情に応じた配慮の状況を記入してください。

#### |19 保育士(正規職員)の人数,20 保育士の勤続年数

- ※ 現在運営する施設種別に応じて,「保育士」→「幼稚園教諭,保育教諭」等に読み替えてください。
- 1 実地審査受入希望保育園について記入してください(平成30年2月1日現在)。
- (1)職員数等について

認可	「定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
(,	人)							
	現員							

		施設長	保育士	保育補助 (無資格)	保健師 看護師	栄養士	調理員	事務 その他	計
職員数	常勤 (正規)								
(人)	常勤 (非正規)								
	非常勤								

(2) 職員の勤続年数について

常勤職員(正規)保育士の貴法人等勤続年数(貴法人等の他園での勤務年数を含む)

1年未満	1~4年	5~9年	10~19年	20年以上	合計
人	人	人	人	人	人

(3) 過去3年間の常勤職員(正規)保育士の採用,退職(定年退職を除く)状況について

	26年度	27年度	28年度
採用者数			
退職者数			

- 2 <u>実地審査受入希望保育園以外の保育園</u>を運営している場合はその合計について記入してください(平成30年2月1日現在)。
- (1) 職員数等について

		施設長	保育士	保育補助 (無資格)	保健師 看護師	栄養士	調理員	事務 その他	計
職員数	常勤 (正規)								
(人)	常勤(非正規)								
	非常勤								

(2) 職員の勤続年数について

常勤職員(正規)保育士の貴法人等勤続年数(貴法人等の他園での勤務年数を含む)

1年未満	1~4年	5~9年	10~19年	10~19年 20年以上					
人	人	人	人	人	人				

(3)	過去3年間の常勤職員	(正相)	促杏土の採田	消職	(定任退職を除く)	快温について
しるし			1末日 I.V.11末111.	TIXTHE		丿 4人4年ルニュンV・し

	26年度	27年度	28年度
採用者数			
退職者数			

3_	特記すべき事項があれば記入してください。

## 21 保育の質の向上

1	保育の計画(保育課程・指導計画)や保育記録の定型化について
	□定型化している □定型化していない
2	報告会等の開催状況について記入してください。

## 【添付書類】

○保育の計画

# 22 意思決定

L	耶	戰員,	保	護者	台に対	すする	5重要	な意	思決	定に	「係る記	説Ι	明の実施	配に関	する	考え方	を記	記入して	こくだ
	さい																		
Γ																			
L																			
,	_	\   	松	答して	-	ミナナ	1 +- >	しょ	明十	z	出台		保護者へ	の部	EE O	丰梓市	- VIII	(圣史)	17~
							U/C C	( _	-  关  9	⟨J),	啾貝,	- 1	休丧日*	トレノ市化	りつり	天旭小	(I)L	(小化)	(
	<i>,</i> , (	に記り	し	( <	12 c	ž ( ,°													
L																			

# 一事 業 計 画一

【様式23】

2	23 移管後の施設の運営理念等	
1	要旨	
-	X II	
2	2_ 詳細	

## 24 地域交流・地域における子育て支援

1	地域交流 地域住民及び地域関係機関等との交流・連携に関する基本的な考え方と、今後、特に力
	を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。
	(1) 基本的な考え方
	(2) 今後行う予定の取組
0	リルトキシュ トン・ト・ファ ナン・ナーダ
2	<ul><li>地域における子育て支援</li><li>園庭開放や子育て相談等の地域における子育て支援に関する基本的な考え方と、今後、</li></ul>
	特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を、記入してください。
	(1) 基本的な考え方
	(2) 今後行う予定の取組

### 25 利用者の尊重

利用者の人権の尊重(守秘義務、個人情報保護等を含む。)、利用者への説明責任についての基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。

1	基本的な考え万
2	今後行う予定の取組
Ī	

## 26-1 運営計画①

1	保育の理念について、800字程度で記入してください。

2	<u>移管後の保育の計画について記入してください。</u>

### 3 年間事業計画

4 月	
5 月	
6 月	
7 月	
8月	
9月	
10 月	
11 月	
12 月	
1 月	
2 月	
3 月	

#### 26-2 運営計画②

以下の9項目を含めて、どのようなことに留意しつつ、どのような保育実践を行っているかを具体的に記入してください。記入欄に書ききれない場合は別紙(ただし9項目合わせて4000字以内とします。)として添付しても構いません。

- ① 子どもを主体として受け止めて、主体としての心を育てる保育
- ② 子どもと保育士の関係づくりや子ども同士の関係づくり
- ③ 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本,教材,落ち着いて遊べるスペース等)
- ④ 設定保育等における一斉活動
- ⑤ 屋外活動や園外活動を通じた自然や地域社会との触れ合い
- ⑥ 歌やリズム、絵や文字、からだを動かすなどの表現活動
- ⑦ 食事(授乳を含む), 午睡, 排泄の際の関わり
- ⑧ 子どもへの丁寧な挨拶や言葉遣い
- ⑨ クラスの枠を超えた保育運営

# 27 情報開示

[	団体の	)概要,	サービス内容	は、事業の運営状況、	財務諸表等の情報開示に関する基本的な表	夸
え	方と,	今後特	に力を入れて	取り組みたいと考え	えている事項を記入してください。	
(₹	引用者	た対す	る情報開示と	, 広く市民に対する	5情報開示について記入してください。)	

1	基本的な考え方
2	今後行う予定の取組
_	

### 28 利用者の意見反映

利用者(保護者会を含む。)の意見聴取とその反映方法及び苦情解決体制に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。

1	要旨
	(利用者の意見聴取,反映及び苦情解決体制)
2	
	(上記1の詳細又は補足説明)
( 2	参考1)これまでの <u>団体全体として</u> の利用者の意見や満足度の把握
	□把握している  □把握していない
	参考2)具体的な把握方法とサービスへの反映 上記参考1において,「把握している」と回答された場合のみ記載してください。

#### 【添付書類】

○利用者の意見や満足度を把握した調査結果(当該施設の直近の調査結果。当該施設の調査 結果がない場合は団体として直近に実施した調査の結果)

### 29 保育の質の確保・向上

保育の質の確保・向上に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。

1	基本的な考え方
	基本的な考え万
2	今後行う予定の取組

(参考) これまでの <u>団体全体として</u> の保育の質の確保・向上に向けた取組					

### 【添付書類】

○これまでの保育の質の確保・向上に向けた取組に係る書類(研修の記録等)

### 30-1 配慮が必要な児童への対応①(給食)

離乳食,摂食障害,食物アレルギー,宗教食への対応(保護者や関係機関との連携・情報 共有も含む。)に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を 記入してください。

保護者や関係機関との連携・情報共有の具体的な方法が分かるように記入してください。

1	基本的な考え方
2	現在行っている取組
3	今後行う予定の取組

#### 30-2 配慮が必要な児童への対応②(障害児)

障害のある子ども(疑いのある子どもを含む)への対応(保護者や関係機関との連携・情報共有も含む。)に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。

子ども一人ひとりの障害の種類や特性(身体障害,知的障害,発達障害及びその疑い)に 配慮した対応であること,また,専門機関や療育機関等との具体的な連携方法(頻度,内容 等(障害があることが疑われた場合を含む))などが分かるように記入してください。

1	基本的な考え方
2	現在行っている取組
3_	今後行う予定の取組

(参考) 1 障害児保育の実施状況について					
□現在実施している 現在の入所児童数 ( 人) 過去の入所児童数 (28 年度 人, 27 年度 人 25 年度 人, 24 年度 人 ※各年度の最多入所児童数を記入してください。					
□現在実施していない 過去の入所児童数(28 年度 人, 27 年度 人 25 年度 人, 24 年度 人 ※各年度の最多入所児童数を記入してください。					
現在実施していない場合,その理由					
2 過去6年間において、障害への対応が困難であること等が理由で、受入れを断ったり 退所や転園を勧めたことがありますか。					
□ある 件数 ( 件) 当時の跨実の状況					

口ない

### 30-3 配慮が必要な児童への対応③(被虐待児)

被虐待児(疑いのある子を含む)への対応(保護者や関係機関との連携・情報共有も含む。)に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入して ください。

保護者や関係機関との連携・情報共有の具体的な方法が分かるように記入してください。

1	基本的な考え方
2	現在行っている取組
3	今後行う予定の取組

1	4	<del>1/</del> .	١
(	莎	吞	)

過去6年間において、被虐待児について受入れを断ったり、退所や転園を勧めたことがありますか。

□ ある 件数( 理由	件)	

口ない

## 30-4 配慮が必要な児童への対応④(家庭支援が必要な子ども)

	家庭支援の必要な子どもへの対応	(保護者や関係機関との連携・情報共有も含む。) に関
す	る基本的な考え方と特に力を入れて	て取り組みたいと考えている事項を記入してください。
	保護者や関係機関との連携・情報	共有の具体的な方法が分かるように記入してください。 <b></b>

1	基本的な考え方
L	
2	現在行っている取組
_	
3	今後行う予定の取組

### 30-5 配慮が必要な児童への対応⑤(外国に文化的背景をもつ子ども)

外国に文化的背景をもつ子ども(外国籍・帰国子女等)への対応(保護者や関係機関との 連携・情報共有も含む。)に関する基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えて いる事項を記入してください。

1	基本的な考え方
Ī	
2	現在行っている取組
3	今後行う予定の取組

### 3 1 中長期計画

中長期計画 (3~5年) の基本的な考え方と特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。(組織体制,職員体制,設備整備,職員の育成等)

1	要旨
2_	詳細
L	

### 3 児童の受入計画

	3 2 年度	3 3 年度	3 4 年度	3 5 年度	36年度	3 7年度
0歳児						
1歳児						
2歳児						
3歳児						
4歳児						
5歳児						
合計						

<sup>※【</sup>様式 $32-1\sim3$ 】職員の配置計画① $\sim$ ②との整合性について留意のうえ作成してください。

#### 32-1~3 職員の配置計画①~③

- ※ 現在の当該保育所における児童受入状況を考慮し、保育所の児童受入定員を維持できる職員配置計画としてください。
- ※ 【様式31】児童の受入計画と整合性をもたせるよう注意してください。

1	施設長	7. 完字
1	Mh HA TA	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

#### 平成32年4月1日現在

氏名	年齢	貴法人等園での 勤続年数	資格	31 年度給与支払年額
				万円

#### ○ 経験年数

社会福祉事業の経験	(	)年
認可保育所経験	(	)年
認可保育所での保育経験	(	)年
認可保育所施設長経験	(	)年

2	主任保育士予定者	調整中
---	----------	-----

平成32年4月1日現在

氏名	年齢	保育士としての 実務勤続年数	貴法人等園で の勤続年数	資格	31 年度給与支払年額
					万円

乳児保育の経験 □

3 その他職員配置予定

有り	無し

平成32年4月1日現在

①職種	②年齢	③保育士として の実務勤続年数	④貴法人等園 での勤続年数	⑤勤務 形態	⑥資格	⑦31 年度給与支払年額	⑧乳児保 育経験
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	
						万円	

- 備考 ①「職種」は、保育士、保健師、栄養士、調理員等を記載してください。
  - ③④「勤続年数」は、累積年数を記載してください。
  - ⑤「勤務形態」は、次の区分を記載してください。

A:常勤(正規)

B:常勤(非正規)

C:非常勤→常勤換算で記載(例:C(0.6人))

- ⑧「乳児保育経験」は、経験がある場合に○を記載してください。
- 4 平成32年度新規採用予定者
  - 人数 ( 名)
  - ・平成32年度給与支払年額(万円)

経験	管前の 等) を (採用)	配置す	るの	か,ま	ミた,	その	職員	をど	のよう	うに7	確保す			

6	移管が現在運営する保育園等の人員体制に与える影響と対策を記入してください。

### 33 職場環境

働きやすい職場環境(職員体制,待遇(給料,休暇,時間外勤務,福利厚生等),相談体制等)に関する基本的な考え方と、今後、特に力を入れて取り組みたいと考えている事項を記入してください。

1	基本的な考え方
2	今後行う予定の取組

## 34 職員の人事考課

人事考課に関する基本的な考え方を記入してください。

1	要旨
L	
2	詳細
<u>_</u> _	5干7PU
L	

# 35 職員の育成

1	職員の育成の考え方
2	移管後の施設の職員に対する研修計画(研修内容,回数等)

### 36 人材育成への貢献

実習生受入れ等保育人材の育成への貢献について、基本的な考え方及び具体的に取り組み たいと考えている事項を記入してください。

1_	要旨
2	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
_	保護者への事前説明,学校側との連携等)を詳しく記載してください。)
(;	参考)平成27,28年度の実習生受入れの状況(団体等全体の主な受入れ状況につい゛
_	記入してください。)

### 37 職員の勤務体系・給与体系

1	服務規程(就業規則)の作成について	
	□作成している(最終改定日及び改定内容 □作成していない	)
2	非常勤職員就業規則の作成について □作成している(最終改定日及び改定内容 □作成していない	)
3	給与規程の作成について □作成している(最終改定日及び改定内容 □作成していない	)

4 実地審査受入希望園の全職員について、以下を記入してください。

①職種	②年齢	③保育士として の実務勤続年数	④貴法人園で の勤続年数	⑤勤務形態	⑥資格	⑦平成 28 年度 給与支払年額
						万円
						万円
						万円
						万円
						万円
						万円
						万円
						万円
						万円
						万円

備考 ①「職種」は、保育士、保健師、栄養士、調理員等を記載してください。

- ③④「勤続年数」は、累積年数を記載してください。
- ⑤「勤務形態」は、次の区分を記載してください。

A:常勤(正規) B:常勤(非正規)

C:非常勤→常勤換算で記載(例:C(0.6人))

#### 【添付書類】

- ○服務規程 (就業規則)
- ○非常勤職員就業規則
- ○給与規程

## 38 運営の健全性

保育の質の確保と経営の効率性のバランスについて、基本的な考え方を記入してください。

1	要旨
ſ	
2	詳細
_ آ	μ <del>τ</del> ηνμ

### 39 内部牽制体制

金銭管理や物品管理をはじめ、団体等の適正な運営に係る内部牽制体制の基本的な考え方及び具体的に取り組みたいと考えている事項について記入してください。

1	要旨
2	詳細

4	0	事故防止	l
┰	$\sim$	ᆍᇇ삣ㅛ	ı

1	事故防止のための	マニュアルの作成	について		
	□作成している	(最終改定日及び改	定内容		)
	□作成していない	`			
	※ SIDS 予防、だ や情報共有の状況		めの取組の状況 点検の実施状況	記入してください。 (研修,職員会議に 等について,平成2	

}	プール事故防止のための取組(研修,職員会議における職員周知や情報共有等) 具体的に記入してください。	につい
. ,	兵体的に能入してください。	
1	参考)	
- - -	1 事故防止に向けて現在取り組んでいること。	
L		
6	2 過去に発生した事故例,対応例,賠償保険の適用例について	
Ī		
L		

○事故防止マニュアル 等

4 1 緊急	時の対応
--------	------

1	緊急時の対応に関するマニュアルの作成について		
	□作成している(最終改定日及び改定内容		)
	□作成していない		
2	緊急時の体制の考え方、平成28年度の救命救急講習の実施状況 実施内容等)について記入してください。	(実施日時,	参加者,

(参考)	緊急時の対応について現在取り組んでいること。

### 【添付書類】

- ○緊急時の対応に関するマニュアル
- ○アレルギー対応に関するマニュアル
- ○プール事故発生時の対応に関するマニュアル

4	2	感染症等の対応	
-	_	巡末派サリかん	

1	感染症予防対策のためのマニュアルの作成について □作成している(最終改定日及び改定内容	)
	□作成していない	
2	食中毒予防対策のためのマニュアルの作成について □作成している(最終改定日及び改定内容	)
	□作成していない	
3 	感染症や食中毒の予防に係る研修・訓練体制等について記入してください。	

	全中毒や感染症 清潔面の保持・	ら防に向けて現在取り組んでいること。 ・消毒方法等)	(トイレ掃除,	オムツ処理
付書類	<b>云</b> 【			

○食中毒予防対策のためのマニュアル

4	3	衛生管理

1	衛生管理に関するマニュアルの作成について	
	□作成している(最終改定日及び改定内容	)
	□作成していない	
2_	保育所内の物品等の衛生管理対策及び整理整頓の考え方	
3_	今後行う予定の取組	

(参考)	保育所内の衛生管理等について現在取り組んでいること。

## 【添付書類】

○衛生管理に関するマニュアル

# 4 4 災害対策

1	非常災害時の対応に関するマニュアルの作成について	
	□作成している(最終改定日及び改定内容)	
	□作成していない	
2	非常災害時等(地震,火災,土砂災害,気象災害,不審者侵入等)の対応に係る 訓練体制等について記入してください。 ※ 平成28年度の訓練実施日時,参加者,実施内容等を併せて記入してくださ	

(参考)	非常災害時の対応について現在取り組んでいること。

## 【添付書類】

○非常災害時の対応に関するマニュアル

## 45-1~3 団体のPR①~③

1	移管対象保育所の状況、保護者の要望、社会的ニーズ等を踏まえ、 した内容以外にPRしたいことを記載してください。	様式1	~44に記	載


か記載してく		

## 一整 備 計 画一

【様式46】

4	6	整備	方針

新施設の整備方針を言	<u> </u>	

### 47-1 整備内容①

新施設の整備に関し、以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく ださい。

・ 建物概要(構造、階建て等)、建築面積、床面積(階別)、延べ床面積、各室面積 なお、整備後の施設のレイアウト(各室の配置、面積等が分かる図面等)を添付してくだ さい。

#### 【添付書類】

- ○配置図(駐車・駐輪スペースを含めた外構,目的外使用を希望するグラウンドの範囲及 び面積が分かるもの)
- ○平面図(園舎面積,各保育室の定員に対する必要面積,園庭面積,必要な設備等の基準 を満たすことが分かるもの)
- ○立面図
- ○断面図
- ○外観パース
- ○内外仕上表

### 47-2 整備内容②

新施設の整備に関し、	以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく	
ださい。		

・ 子どもの発達に応じた環境設定について

乳児、幼児それぞれの保育に適した屋内スペースや園庭の確保、遊具の配置、異年齢交流 のスペース,機能別空間(食事及び午睡等)の確保などが分かるように記入してください。

## 47-3 整備内容③

新施設の整備に関し、	以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく
ださい。	

## 47-4 整備内容④

新施設の整備に関し、	以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく
ださい。	

•	・ 駐輪場や駐車場の設置も含めた外構計画について					

## 47-5 整備内容⑤

弃	折施	i設の整備に関し,	以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく
ださ	シレ	<b>\</b> o	
	•	周囲の景観と調和	1した園舎のデザインについて

## 47-6 整備内容⑥

新施設の整備に関し,	以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく
ださい。	

	・ 地域の生活文化,歴史性を踏まえた整備内容について	
	歴史や文化の中で根付いた減災文化など京都市の生活文化の継承・発展に寄与できる整備	崩
内	容であることが分かるように記載してください。	

## 47-7 整備内容⑦

新加	施設の整備に関し、	以下の点について基本的な考え方と具体的な整備内容を記入してく
ださい	, <b>\</b> <sub>0</sub>	
•	保護者の要望を尊	重した整備内容について

## 47-8 整備内容⑧

新加	施設の整備に関し,	以下の点について	基本的な考え方と	具体的な整備内容	を記入してく
ださい	, <b>\</b> _0				
	体育館及び管理様	東における保育所及	び地域の利便性や	セキュリティにつ	いて

## 4 7 資金計画

新施設整備・運営に係る資金計画を記入してください。

1 整備費 (単位:千円)

	整備費	見込額
	設計費	
	施工費	
(内訳)	建築等主体工事費	
	屋外付帯工事費	
	諸経費	
	合計	0

2 資金源 (単位:千円)

資金源	見込額
現金	
預貯金	
積立金	
寄付金	
補助金	
<u>借入金</u>	
合計	0

(単位:千円)

							(単位:千円)
		勘 定 科 目	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
		○○事業収入					
事		○○事業収入					
業		○○収入					
活	ス	〇〇収入					
動		借入金利息補助金収入					
に		経常経費寄附金収入					
ょ		受取利息配当金収入					
る							
収		事業活動収入計 (1)	0	0	0	0	C
支		人件費支出					
	支	事業費支出					
		事務費支出					
		就労支援事業支出					
		〇〇支出					
	Щ	利用者負担軽減額					
		支払利息支出					
		事業活動支出計 (2)	0	0	0	0	0
	事業	· 送活動資金収支差額 (3)=(1)-(2)					
		施設整備等補助金収入					
施	IJΔ	施設整備等寄附金収入					
設		整備資金借入金収入					
整	_	固定資産売却収入					
備	入						
等		施設整備等収入計(4)	0	0	0	0	0
に		施設資金借入金元金償還支出					
ょ	支	固定資産取得支出					
る		固定資産除却•廃棄支出					
収		ファイナンス・リース債務の返済支出					
支	出						
		施設整備等支出計 (5)	0	0	0	0	0
	+/==		U	0	0	0	0
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収入					
		長期運営資金借入金収入					
	収	長期貸付金回収収入					
そ		投資有価証券売却収入					
の		積立資産取崩収入					
他		○○区分間長期借入金収入					
の	入	○○区分間長期貸付金回収収入					
活		○○区分間繰入金収入					
動							
		 その他の活動収入計 (7)	0	0	0	0	0
に	_		0	0	0	0	
よ	١,	長期運営資金借入金元金償還支出					
る	支	長期貸付金支出					
収		投資有価証券取得支出					
支		積立資産支出					
1		○○区分間長期貸付金支出					
	出	<ul><li>○○区分間長期借入金返済支出</li></ul>					
I	•	○○区分間繰入金支出					
		スの他の活動士川号! (o)	_	_	^	^	_
	-	その他の活動支出計(8)	0	0	0	0	0
		他の活動資金収支差額 (9)=(7)-(8)					
当期資	金山	又支差額合計 (10)=(3)+(6)+(9)					
前期末	に支 打	公資金残高(11)					
		/次众母古 (10)   (11)	1				

当期末支払資金残高 (10)+(11)

## 4 借入金償還計画表

	借入先	
   借入先及び借入金額	借入金額	円
恒八元及の恒八金領	返済期間	年返済(元利均等払い)
	利子年	%

(単位:円)

年目	元金支払	利子支払	支払い合計 (年)	支払い(月)	支払い前残金
1			0	0	0
2			0	0	0
3			0	0	0
4			0	0	0
5			0	0	0
6			0	0	0
7			0	0	0
8			0	0	0
9			0	0	0
10			0	0	0
11			0	0	0
12			0	0	0
13			0	0	0
14			0	0	0
15			0	0	0
16			0	0	0
17			0	0	0
18			0	0	0
19			0	0	0
20			0	0	0
合計	0	0	0		0

※返済期間が20年を超える場合は適宜行を追加してください。

## 【添付書類】

○工事費概算見積書

## 実地審査

- ※ 該当する項目に○を付けたうえで、「具体的取組・特記事項」欄に具体的な取組状況を記入してください。
- ※【書面審査項目】と記載している項目については、実地審査で確認をしたうえで、書面審査において付点します。
- ※ 保育所以外の施設を運営する団体においては、適宜、文言を読み替えてください。 (例:「保育課程」→「教育課程」等)

## 実地審査 第1 子どもの尊重

### 第1-1 保育方針の共通理解と保育課程等の作成

第1-1-(1) 日常の保育を通して子どもの意見や意思をくみ取る努力をし、指導計画に反映させているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	保育課程に基づき、年齢ごとに指導計画を作成してい る。		
A	必要なことをきちんと説明し、納得できることを大切にして いる。		
	態度・表情などから子どもの思いを受け止め言語化したり,言語化できる子どもからは意見・要望を聞いている。		
	子どもの自主性や主体性を育て,発揮できるような指導 計画となっており,計画には柔軟性を持たせている。		
В	保育課程を作成している。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第1-2 子どもの発達や状況に応じた適切な援助の実施

#### 第1-2-(1) 子どもの発達や状況に応じて指導計画を作成しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
_	子どもの発達や状況に応じて指導計画の作成・評価・見 直しを行っている。		
A	評価,見直しにあたっては,複数の職員が参画して作成している。		
	評価, 見直しにあたっては, 保護者の意向も反映している。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

## 第1-3 快適な施設環境の確保

### 第1-3-(1) 子どもが快適に過ごせるような環境(清潔さ、採光、換気、照明等)への配慮がなされているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A•B•C)
	次のすべてに該当する。		
	施設の屋内・外とも、常に清潔に保たれている。		
A	通風・換気等が確保され、気になる臭いを取り除く工夫を している。		
Λ	施設内の温・湿度の管理が日々適切に行われている。		
	陽光を十分取り入れるよう配慮している。		
	音楽や保育者の声などが騒音にならないよう, 配慮している。		
В	Aの中でいずれか3つは該当する。		
С	Aの中で1~2つ該当する,又は全く行っていない。		

#### 第1-3-(2) 子どもの発達に応じた環境が確保されているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
A	低年齢児には、小集団保育が行われるよう、保育室の使い方を工夫している。		
	食べる・寝るなどの機能別の空間を確保している。		
	屋内に異年齢児間の交流の場がある。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

## 第1-4 一人ひとりの子どもに個別に対応する努力

## 第1-4-(1) 子ども一人ひとりの状況に応じて保育目標を設定し、それに応じた個別指導計画を作成しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A•B•C)
	次のすべてに該当する。		
	0~2歳児については、個別指導計画を作成している。		
A	幼児についても、特別な課題がある場合には、個別指導 計画を作成している。		
	個別の目標・計画は、子どもの発達状況に合わせ作成 し、反省評価している。		
	個別指導計画の作成・見直しにおいて,重要部分を保護者に説明し,同意を得ている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
C	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第1-4-(2) 子ども一人ひとりの発達の過程に応じた対応をし、その記録があるか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	Bに該当したうえで,次の全てに該当する。		
	子どもや家庭の個別の状況・要望を決められた書式に記録している。		
A	入園後の子どもの成長発達記録がある。		
	子どもの記録内容は全職員が共有できるしくみになって いる。		
	重要な申送り事項が記録され、進級時等に伝達されている。		
В	保育所児童保育要録を小学校に送付している。そ のうえでAの3つ以上に該当する。		
С	Aの中で1~2つ該当する,または該当しない。		

## 第1-5 保育上、特に配慮を要する子どもへの取組

#### 第1-5-(1) 特に配慮を要する子どもを受け入れ、保育するうえで必要な情報が職員間で共有化されているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで,次のすべてに該当する。		
_	個別のケースについて会議で話し合われ、記録がある。		
A	最新の情報を職員間で学習し、保育にいかしている。		
	共有する情報は記録され、いつでも確認できるようファイ リングされている。		
В	特に配慮を要する子どもを積極的に受け入れる姿勢がある。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第1-5-(2) 障害児保育のための環境整備、保育内容の配慮を行っているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
	障害児保育のための環境整備に配慮している。		
A	保護者の同意を得て、医療機関や専門機関から助言や 情報が得られる体制をとっている。		
	障害の特性を考慮した個別指導計画が立てられている。		
	障害児保育について全職員で学習し, 話し合える体制 ができている。		
	障害児と障害のない子どもとの関わりに配慮をしている。		
В	Aの中でいずれか3つは該当する。		
С	Aの中で1~2つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第1-5-(3)虐待を疑われる子どもの早期発見と適切な対応を心掛けているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次の全てに該当する。		
	虐待の定義が全職員に周知されている。		
A	虐待が疑わしい場合に,関係機関に迅速に通告・相談 する体制を整えている。		
	見守りが必要な場合は関係機関との連携をとっている。		
	家庭支援の必要な保護者を援助し, 虐待の予防に配慮している。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

#### 第1-5-(4) アレルギー疾患のある子どもへの適切な対応ができているか。

#### 【書面審査項目 様式18】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次の全てに該当する。		
	子どものかかりつけ医の指示書に基づき, 適切な対応を 行っている。		
A	全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報 が周知されている。		
	食物アレルギーにおいては、保護者との連携を密にし、 除去食・代替食を提供している。		
	除去食・代替食を提供する場合は、誤食事故を防止する ためトレイや名札等を使用している。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第1-5-(5) 外国に文化的背景をもつ子どもに対して適切な配慮がされているか。

	判断基準	具体的取組•特記事項	評価 (A·B·C)
	次の全てに該当する。		
A	文化(言語・表現・食事)や生活習慣、考え方の違いを認め尊重している。 文化や生活習慣の違いを他の子どもたちが理解できるよ		
	う配慮している。		
	意思疎通が困難な場合の対応策がある。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

## 第1-6 苦情解決体制

## 第1-6-(1) 保護者がサービスについての要望や苦情を訴えやすい仕組になっているか。 【書面審査項目 様式11】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで,次のすべてに該当する。		
	第三者委員に,直接苦情を申し立てることができる。		
A	保護者に対して、意見箱・懇談会・アンケート等で進んで 要望や苦情を聞いている。		
	自分で意見を表明するのが困難な園児や保護者に対し て具体的な配慮がなされている。		
	権利擁護機関など他機関の苦情解決窓口を紹介している。		
В	要望・苦情を受け付ける担当者が決まっており,事 前に保護者に説明されている。		
С	要望・苦情の受付窓口が明確にされていないなど, 取組が不十分である。		

## 第1-6-(2) 要望や苦情等を受けて、迅速に対応できる仕組になっているか。 【書面審査項目 様式11】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
A	要望や苦情を受け付け対応するためのマニュアル等文 書化されたものが整備されている。		
	第三者委員を交えて対応する仕組ができている。		
	園単独で解決困難な場合には,外部の権利擁護機関や 相談機関との連携体制がつくられている。		
	要望や苦情の解決策が会議等を通じて職員に理解・周 知されている。		
	過去の苦情・トラブルや要望のデータを蓄積・整理し、解 決にいかしている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	マニュアル等文書化されたものが整備されておらず取組が不十分である。		

## 第2-1 保育の内容

### 第2-1-(1) 子どもが主体的に活動できる環境構成(おもちゃ・絵本,教材,落ち着いて遊べるスペースなど)ができているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
	子どもがおもちゃや教材等を自分で取り出して遊べるように なっている。		
A	年齢や発達にふさわしい環境構成に配慮している。		
	子どもがそれぞれ落ち着いて遊べるスペースを確保してい る。		
	子どもが自分の好きなことをして遊び込める時間が十分に確保されている。		
В	Aの中でいずれか2つ該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-1-(2) 遊びが一斉活動に偏らないよう配慮しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
	子どもの自由な発想を受け止め、それを集団活動に取り入れている。		
A	子どもがそれぞれ自由に友達と遊んだり、落ち着いて一人で 遊んだりしている。		
	一斉活動は、みんなで一緒に遊ぶ楽しさとともに、友だち関係やルールを守る等の社会性を重視して、年齢に応じて取り		
	入れている。 自由遊びの中で一人ひとりが興味・関心を持って遊べるよう,		
	日田遊びの中で一人のどりが興味・関心を持つて遊べるより、保育士が援助している。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-1-(3) 動植物の飼育や栽培・園外活動など、自然に触れたり地域や社会に関わる体験が取り入れられているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
A	栽培や飼育を通して得られる体験を,保育活動にフィード バックしている。		
	子どもたちが散歩等で、日常的に地域の大人や子どもたちと 挨拶・会話を交わしている。		
	園外活動で地域を知り、自然に触れる機会を積極的に設けている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第2-1-(4) 子どもが歌やリズム、絵や文字、からだを動かすなどの体験を通して、自分の気持ちを自由に表現できるよう配慮されているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。 子どもの年齢や発達状況にあわせて自由に表現できるよう配		
A	慮している。 子どもが自発的に表現するよう様々な素材を用意するなど, 自由に使えるよう配慮されている。		
	子どもが自由に歌ったり、絵を描いたりしている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

#### 第2-1-(5) 遊びを通して子ども同士の関係や保育士との関係が育つよう配慮しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
A	子ども同士のけんか等については, 危険のないよう見守りながら, 子ども同士で解決ができるよう援助している。		
	子ども同士が関わりを持てるよう配慮している。		
	職員は、常に公平で温かい態度・言葉遣い等で子どもに接 し、信頼関係を築いている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第2-1-(6) 積極的な健康づくりの工夫が遊びの中でなされているか。

	判断基準		具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次の	すべてに該当する。		
		散歩や屋外活動などを積極的に取り入れている。		
A		散歩や屋外活動を行なう際には,紫外線対策やアレルギーへの対処を行っている。		
		発達段階に応じた遊びの環境を意識してつくっている。		
		子どもの既往歴や健康状態に合わせた遊びを工夫している。		
В	AのF	中でいずれか2つは該当する。		
С	AΦ	中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第2-1-(7) 食事を豊かに楽しむ工夫をしているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
A	保育士が、子どもの負担になるほどに残さず食べることを強 制したり、偏食を直そうと叱ったりしていない。		
	授乳は、個々のリズムに合わせて、抱いて目を合わせたり、微 笑みかけたりしながらゆったりと飲ませている。		
	授乳する時や離乳食を食べさせるときは,子どものペースを 尊重している。		
	離乳食については、家庭と連携をとりながら、一人ひとりの子 どもの状況に配慮して行っている。		
	子どもが自分から食べようとする意欲や行動を大切にしながら, 適切な言葉かけや援助をしている。		
	子どもたちが食事及びその過程(調理・配膳・片づけ)に関心 を持つよう工夫している。		
В	Aの中でいずれか4つは該当する。		
С	Aの中で1~3つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第2-1-(8) 食事の場,食材,食器等に配慮しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次の全てに該当する。		
A	季節感のある献立や食欲がわくような盛りつけなどの食事作りに配慮している。		
	食事の場としての雰囲気づくりに配慮している。		
	食材や食器の安全性に配慮し、産地掲示や地元食材の使用 促進等に努めている。		
	乳児クラスは,食器・食具の提供をしている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第2-1-(9) 子どもの喫食状況を把握して、献立の作成・調理の工夫にいかしているか。

	判断基準		具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のす~	べてに該当する。		
A	子 る。	どもの好き嫌いを把握し,盛付けや調理方法を工夫してい。		
		養士や調理担当者が,子どもたちの食事の様子を見る機 を設けている。		
	残	食を調査記録し,献立・調理の工夫に反映させている。		
В	B Aの中でいずれか1つは該当する。			
С	C 上記のいずれにも該当しない。			

### 第2-1-(10) 子どもの食生活について、家庭と連携しているか。

	判断基準	具体的取組•特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
	献立表を作成し、事前に配布している。		
Α	献立作成のポイントを明記した情報提供を行っている。		
	定期的にレシピを提示し、保護者に園で提供する食事に対 する関心を促している。		
	保護者が試食できる機会等を設けて,栄養・味付け・食べ方 (噛み方)等,園で配慮していることを知らせている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-1-(11) 午睡・休息は発達や日々の子どもの状況に応じて対応しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
A	次のすべてに該当する。  眠れない子ども、眠くない子どもには午睡を強要せず、静かに過ごさせるなど柔軟な対応をしている。  安心して心地よい眠りにつけるよう、午睡・休息の場を工夫している。		
	乳幼児突然死症候群に対する対策を行っている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第2-1-(12) 排泄は個人差があることを十分に配慮して対応しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
	一人ひとりの排泄のリズムをとらえ,個人差を尊重している。		
A	トイレットトレーニングは一人ひとりの発達状況に応じて個別 に対応している。		
	園での排泄状況を保護者に伝え連携を密にしている。		
	おもらしをした子どもを激しく叱ったり、心を傷つけるような対応をしてはならないことを、全職員が認識している。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-2 健康管理・衛生管理・安全管理

## 第2-2-(1) 子どもの健康管理は、適切に実施されているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
A	子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき 一人ひとりの健康状態を把握している。		
	既往症について常に保護者から情報を得られるように努め, 対応を関係する職員に周知している。		
	必要に応じて園での子どもの健康状態を保護者に伝え,降 園後の対応について話し合っている。		
	食後の歯磨き指導を行うなど、虫歯にならない予防策をとっ ている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-2-(2) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映させているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
	一人ひとりの健康診断・歯科健診の記録がある。		
A	健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝え、連携を密にしている。		
	健診結果に基づき、嘱託医やかかりつけ医との連携を図っている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第2-2-(3) 感染症等への対応に関するマニュアルがあり、保護者にも徹底しているか。 【書面審査項目 様式42】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	登園停止基準や保育中に感染症等の疑いが生じた場合の 対応がマニュアルに明記され,保護者に周知している。		
A	保育中に発症した時は、保護者への連絡をすみやかにし、 対応については保護者の事情も考慮している。		
A	感染症が発生した時は、速やかに保護者に情報提供している。		
	おむつや排泄物の処理が適切に行われ, 感染症の蔓延予防を心がけている。		
	感染症に関する最新情報を職員が共有している。		
В	感染症等への対応に関するマニュアルがある。		
С	感染症等への対応に関するマニュアルがなく, 取組が不十分 である。		

#### 第2-2-(4) 衛生管理が適切に行われているか。

#### 【書面審査項目 様式43】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	マニュアルは、職員参加により定期的(内容により異なるが、最低年1回を目安)に見直しを行っている。		
A	マニュアルの内容を全職員が共有するため,定期的(採用時に1回,採用後は最低年1回)に研修を実施するなど,具体策を講じている。		
	マニュアルに基づき清掃及び消毒等が行われ、清潔・適切な 状態が保たれている。		
В	衛生管理に関するマニュアルがある。		
С	衛生管理に関するマニュアルがなく, 取組が不十分である。		

## 第2-2-(5) 安全管理に関するマニュアルがあり,事故や災害に備えた安全対策が実施されているか。【書面審査項目 様式40,41】

	判断基準	具体的取組•特記事項	評価 (A・B・C)
	Bに該当したうえで、次のすべてに該当する。		
	園内の施設等の安全面の点検を定期的に行っている。		
	地震等を想定し、備品等の転倒防止など安全対策を講じている。		
A	マニュアルは、事故や災害に適切に対応しており、全職員に周知されている。		
	緊急連絡体制が確立している。		
	通報や連絡体制の予行演習, 地域の避難場所等への誘導などの訓練を実施している。		
	職員が救急救命法を身につけている。		
В	安全管理に関するマニュアルがあり、Aの中で4つ以上 該当する。		
С	安全管理に関するマニュアルがない。又は,Aの中で1~2つ 該当する,又は全く行なっていない。		

### 第2-2-(6) 事故や災害発生時及び事後の対応体制が確立しているか。 【書面審査項目 様式41,44】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
A	保護者や救急機関、地域への連絡体制が確立している。		
	子どものケガについては、軽傷であっても必ず保護者に状況 を報告し、記録している。		
	職員会議などで事故の報告, 再発防止策の検討が行われ改善策が実行されている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

#### 第2-2-(7) 外部からの侵入に対する対応策が整備されているか。

#### 【書面審査項目 様式44】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。 不審者等の侵入防止策(出入り口の施錠等)が講じられている。		
A	不審者等に対する緊急通報体制が確立されている。		
	不審者の情報が関係機関,近隣住民等から得られるネットワークができている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

## 第2-3 人権の尊重

### 第2-3-(1) 保育中の子どもへの接し方、呼び方や叱り方などで、子どもの人格尊重を意識しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
	子どもに対して威圧的な言葉遣いや接し方,無視が行われないよう,職員間で相互に配慮している。		
A	せかしたり強制するような言葉掛けや接し方をせず、おだや かで分かりやすい言葉掛けをしている。。		
	子どもの気持ちや発言を受け入れられるよう配慮している。		
	子どもの人格を辱めるような罰を与えたり, 自尊心を傷つける ような保育を行ってはならないことを, 全職員が認識してい る。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-3-(2) 個人情報の取扱いや守秘義務について、職員等に周知しているか。

### 【書面審査項目 様式12】

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
	守秘義務の意義や目的を全職員(ボランティア・実習生含む) に周知している。		
A	個人情報の取扱いについてガイドラインをつくり、全職員に周知している。		
	個人情報の取扱いについて、保護者に説明し了解を得ている。		
	個人情報に関する記録は施錠できる場所に保管,管理している。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-3-(3) 性差への先入観による役割分業意識を植え付けないよう配慮しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。 遊びや行事の役割, 持ち物, 服装などで性別による区別をしていない。		
A	順番,グループ分け,整列など性別にしていない。		
	子どもや保護者に対して、父親・母親の役割を固定的にとらえた話し方、表現をしないようにしている。 無意識に性差による固定観念で保育をしていないか、職員同士で話し合う機会をつくっている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第2-4 保護者との交流・連携

## 第2-4-(1) 保護者が保育の基本方針を理解できるよう努力しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。  保護者に対しては、全体会又は懇談会などで説明する機会を設けている。  日常保育の中で、園だよりや連絡帳などで保育方針が理解されるよう努力してる。  入園時に配布する園のしおりやパンフレットなどに保育方針を明記している。		
В			
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-4-(2) 個々の保護者との日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っているか。

	判断基準		具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次の	すべてに該当する。		
		子どもの送迎時に,その日の子どもの様子を伝えるよう配慮している。		
A		連絡帳やメールなどできめ細かに情報交換を実施している。		
		保護者の意向を踏まえて個別面談を実施している。		
		クラス全体の様子を伝える保護者懇談会等を実施している。		
В	AのF	中でいずれか2つは該当する。		
С	AのF	中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-4-(3) 保護者の相談に応じているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
	相談内容などを人に聞かれないで相談できるよう,配慮している。		
A	相談を受けた職員が適切に対応できるよう, 助言が受けられる体制になっている。		
	相談は記録し、継続的なフォローができている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第2-4-(4) 保育の内容(行事を含む)など子どもの園生活に関する情報を提供しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
	「園だより」など定期的に発行している。		
A	園内に、その日の保育の様子を知らせる情報を掲示している。		
	クラスごとの保護者懇談会などで、保育内容・目的を分かりや すく説明し情報提供を図っている。		
	ビデオや写真などを撮って, 日常の保育の様子を伝える努力 をしている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

### 第2-4-(5) 保護者の保育参加を進めるための工夫をしているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。		
A	年間行事予定であらかじめ日時を知らせ、保護者が保育参加のための休暇等の予定を立てやすくしている。		
A	保育参観又は保育参加を積極的に受け入れている。		
	保育参観、懇談会等に出席できなかった保護者へのフォローを行っている。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

## 第2-4-(6) 保護者の自主的な活動への援助や意見交換を行っているか。

	判断基準		具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次の	すべてに該当する。		
A		保護者が自主的な活動をできるように場所等の提供をしている。		
11		保護者の活動に要請があれば職員も参加をしている。		
		保護者組織とは常にコミュニケーションをとっている。		
В	AのF	中でいずれか1つは該当する。		
С	上記	のいずれにも該当しない。		

## 実地審査 第3 地域支援機能

### 第3-1 地域のニーズに応じた子育て支援サービスの提供

### 第3-1-(1) 地域の子育で支援ニーズに応じて施設の専門性をいかしたサービスを提供しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次のすべてに該当する。  地域の子育て支援ニーズについて,定期的(年に1回程度)に職員間で話し合われている。		
A	地域での子育てを支援するためのサービス(一時預かり, 交流保育,園庭開放等)を提供している。 地域住民に向けて子育てや保育に関する講習・研修会を		
	開催している。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第3-2 保育園の専門性をいかした相談機能

### 第3-2-(1) 地域住民への情報提供や育児相談に応じているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	次のすべてに該当する。		
	情報提供や育児相談を実施している。		
A	育児相談については、定期的(最低週に1日)に相談日を 設けて対応している。		
	園からのお知らせを地域に回覧するなどして, 情報提供に 努めている。		
В	Aの中でいずれか1つは該当する。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

### 第3-2-(2) 相談内容に応じて関係諸機関・団体との連携ができる体制になっているか。

	判断基準		具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
	次の	すべてに該当する。		
		必要な関係機関・地域の団体等をリスト化する等により情報 を職員が共有している。		
A		関係機関との連携の担当者が決められている。		
		関係機関・団体等との日常的な連携ができている。		
В	AのF	中でいずれか1つは該当する。		
С	上記	のいずれにも該当しない。		

# 実地審査 第4 開かれた運営

## 第4-1 保育園の地域開放・地域コミュニティーへの働きかけ

## 第4-1-(1) 子どもと地域との日常的な交流により、子どもの生活の充実と地域の理解を深めているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A・B・C)
A	次のすべてに該当する。 日常的に地域の人達と接する機会(散歩・買い物等)に 積極的に交流を図っている。 日常的に他の園・学校・福祉施設等との交流を図って		
	いる。 地域の行事や活動に参加できるよう配慮している。		
В	Aの中でいずれか2つは該当する。		
С	Aの中で1つ該当する,又は全く行っていない。		

#### 第4-2 サービス内容等に関する情報提供

#### 第4-2-(1) 利用希望者にわかりやすく情報を提供し、問合せや見学に対応しているか。

	判断基準	具体的取組·特記事項	評価 (A·B·C)
	Bに該当したうえで,次のすべてに該当する。		
	園の基本方針や利用条件・サービス内容等についての 問合せに対しては、常時対応できるようになっている。		
Α	利用希望者に見学ができることを案内している。		
	保育に支障をきたさない範囲で,曜日や時間は見学希望者の都合に対応している。		
	園のパンフレット・広報誌・ホームページ等により, 地域 や関係機関に随時, 情報を提供している。		
В	園の基本方針や利用条件・サービス内容等について、パンフレット等の資料や文書に基づいて説明している。		
С	上記のいずれにも該当しない。		

以下の質問に対する回答は、入所児童の実情を把握し、実地審査を行う際の参考とすることを目的とする資料であり、採点の対象となるものではありません。また、その他の目的のためには使用しません。

#### 実地審査受入希望園の各クラスの状況

#### <記入上の注意>

以下の各質問に対する回答を別紙の「集計表」に記入してください。

なお、質問の中には、やむを得ず一部主観的な印象を交えて回答していただくものもありますが、保育士としての率直な実感・実情に基づいてお答えください。

#### (基本情報)

**質問**① あなたの担当するクラス(またはグループ)の主な対象年齢は何歳ですか。集計表に0歳から6歳までの選択肢がありますので、クラス(またはグループ)に在籍する子どもの年齢に○をつけてください(複数回答可)。

質問② あなたの担当するクラス(またはグループ)の子どもは合計何名ですか。

次にあなたのクラス(またはグループ)の「配慮が必要と思われる子ども」等についてお尋ねします。 なお,以下の質問については,「延べ数」で回答してください(例えば,1人の子どもが「アレルギー」と 「障害等」を併せ持つ場合には,その子を「アレルギー」を持つ子としても,「障害等」を持つ子としても数えてください)。

#### (アレルギー等)

**質問③** アレルギー等により給食、おやつについて特別な対応を行っている子は何名いますか。

**質問④** 質問③の子どもに対して、具体的にどのような対応を行っていますか。表中のア〜エのうち該当する項目に○をつけ(複数選択可)、その方法により対応している子どもの数を記入してください。

#### (障害等)

**質問**⑤ 保育所で生活する上で、「配慮が必要と思われる子ども」は何名いますか。(<u>加配がついていない子</u> <u>も含む。</u>)

「配慮が必要と思われる子ども」に該当するかは、以下の例示を参考としてください。

#### (例示)

- A) 集団の流れに乗りにくいときに、保育士(担任に限らない)が個別で付いて、その子の気持ちを 大事にしながら関わっている。
- B) 危険な行為や乱暴な行為でその子自身や子どもが怪我をしないよう,保育士(担任に限らない)が個別で付いている。
- C) 生活の中で見通しが持ちやすいよう、その子のために、生活の流れを示した絵などを作成し、視覚的に提示している。
- D) 保護者と密に連携をとりながら、その子の育ちや対応について頻繁に話し合っている。
- E) 療育機関や医療機関,児童福祉センター,保健センター等の関係機関と連携をとって,その子についての情報交換を行っている。

該当すると思われる子どもについて、医師の診断の有無により、以下のとおり回答してください。

医師の診断あり ⇒ 質問⑤-a に回答 医師の診断なし ⇒ 質問⑤-b に回答

- **質問⑥** 質問⑤に該当する子どもの中で、加配認定を受けている子どもは何名いますか。加配認定を受けている子どもの総数を記入したうえで、その内訳を加配単位ごとに記してください。
- **質問**⑦ 質問⑤に該当する子どもの中で、療育機関や医療機関、児童福祉センター、保健センター等の関係機関と連携を取りながら対応している子ども(例示Eに該当)は何名いますか。

#### (被虐待等)

- **質問®** 家庭などで虐待を受けている子や虐待が疑われる子,あるいは過去に虐待を受けたことがあり経過観察中の子は何名いますか(虐待認定を受けていない子も含む)。
- 質問③ 質問⑧の子どものうち,現在児童相談所から虐待認定を受けている子どもは何名いますか。

#### (家庭への支援が必要な子ども等)

**質問⑩** 虐待以外の理由で家庭へのより手厚い支援が必要だと思われる子は何名いますか(例えば「一人親家庭である」,「長時間労働家庭である」,「両親が病気や障害を持っている」,「親が子どもに十分な愛情を注いでいない」,「経済的に非常に貧しい」,「重度の育児ストレスを抱えている」等)。

#### (外国人,帰国子女等)

- **質問**① 外国人または帰国子女であることを主な理由として、保育所での生活に一定の配慮が必要と思われる子どもは何名いますか。
- **質問①** 最後にあなたのクラス(またはグループ)の「配慮が必要と思われる子ども」の「実数」を教えてください。具体的には、集計表の一番右端の列のA、B、C、D、E、Fに該当する子どもが合計何名いるか、延べ数ではなく、「実際の人数」を数え直してください。

## 集計表

大項目	質問項目	質問内容			
	1	子どもの年齢	0歳 1歳 2歳 3歳 4歳 5歳 6歳		
	2	クラス(グループ)の合計人数	( )名		
п	3	アレルギー等	-	(	)名···A
	4	対応状況	ア. 原則として代替食により対応 ( )名		
			イ. 原則として除去食により対応 ( )名		
			ウ. 家で弁当を用意してもらうなどの対応 ( )名		
			エ. その他の対応 (対応法: ) ( )名	,	
ш	5	a 障害等 (医師の診断あり)	-	(	)名···B
		b 障害等 (医師の診断なし)		(	)名···C
	6	加配認定児	( )名		
		(内訳)	ア. 加配単位 児童:保育士=5:1 ( )名		
			イ. 加配単位 児童:保育士=3:1 ( )名		
			ウ. 加配単位 児童:保育士=2:1 ( )名		
			工. 加配単位 児童:保育士=1.5:1 ( )名		
			才 加配単位 児童:保育士=1:1 ( )名		
	7	関係機関との連携	( )名		
IV	8	被虐待児(の疑い)	-	(	)名…D
	9	被虐待認定児	( )名		
v	10	要家庭支援		(	)名···E
VI	11)	外国人等		(	)名···F
	12)		A,B,C,D,E,Fに該当する子どもの「実数」 を記入してください	(	) 名
į	l			`	/ 10